

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2026年10月2日提出
【計算期間】	第26計算期間 (自 2026年1月11日 至 2026年7月10日)
【ファンド名】	iFreeETF TOPIX Ex-Financials
【発行者名】	大和アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 佐野 径
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	川根 浩志
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3431
【縦覧に供する場所】	名 称 株式会社東京証券取引所 所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「TOPIX Ex-Financials（配当込み）」（以下「対象株価指数」という場合があります。）の変動率に一致させることを目的とします。

一般社団法人資産運用業協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MRF	
追加型投信	内外	不動産投信	ETF	特殊型
		その他資産 ()		
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式	年1回	グローバル	
一般		日本	日経225
大型株	年2回	北米	
中小型株		欧州	
債券	年4回	アジア	TOPIX
一般	年6回 (隔月)	オセアニア	
公債	年12回 (毎月)	中南米	
社債		アフリカ	
その他債券	日々	中近東 (中東)	その他 (TOPIX Ex-Financials (配当込み))
クレジット属性 ()	その他 ()	エマージング	
不動産投信			
その他資産 ()			
資産複合 ()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注1) 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド

投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信（リート）	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF
	MR F（マネー・リザーブ・ファン ド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMR F
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信		目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの
	その他資産		目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複合		目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
	資産複合 分固定型	資産配	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
	資産複合 分変更型	資産配	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年1回		目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
	年2回		目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回		目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年6回（隔月）		目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
	年12回（毎月）		目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
	日々		目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
	その他		上記属性にあてはまらないすべてのもの

投資対象地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人資産運用業協会のホームページ
（アドレス<https://www.imaj.or.jp/>）をご参照下さい。

<信託の限度>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、2兆円に相当する株券および金銭を限度として追加信託することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記の限度を変更することができます。

<ファンドの目的・特色>

ファンドの目的

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「TOPIX Ex-Financials (配当込み)」の変動率に一致させることを目的とします。

ファンドの特色



信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「TOPIX Ex-Financials (配当込み)」(以下「対象株価指数」という場合があります。)の変動率に一致させることを目的として、対象株価指数に採用されている銘柄(採用予定を含みます。)の株式に投資します。

- 対象株価指数を構成する銘柄のうち、時価総額構成比率95%以上を占める各銘柄の株式を組入れることを原則とします。
- 上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと(株価指数先物取引等を利用することを含みます。)があります。
- 市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。

「TOPIX Ex-Financials」について

- 「TOPIX Ex-Financials」は、東証業種別株価指数の分類のうち、「保険業」、「銀行業」、「証券、商品先物取引業」、「その他金融業」を除く業種に分類されるすべての銘柄の時価総額を指数化し、株価の変動をとらえようとするものです。
- 1993年7月5日の時価総額を1,000として算出しております。

- ①配当込みTOPIX Ex-Financialsの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- ②JPXは、同指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、同指数の指数値の算出もしくは公表の停止または同指数にかかる標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行なうことができます。
- ③JPXは、同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の同指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ④JPXは、同指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ⑤本件商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではありません。
- ⑥JPXは、本件商品の購入者または公衆に対し、本件商品の説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ⑦JPXは、当社または本件商品の購入者のニーズを同指数の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- ⑧以上の項目に限らず、JPXは本件商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

2

当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有しています。

- 受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。
 - ・売買単位は、10口単位です。
 - ・取引方法は、原則として株式と同様です。
- 追加設定は、株式により行ないます。
 - ・追加設定にかかる受益権の取得申込者は、取得時のバスケット（「TOPIX Ex-Financials（配当込み）」を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの）を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。
 - ・原則として、所定の方法に定められる金銭の支払い以外に、金銭によって受益権の取得申込を行なうことはできません。
- 受益権を株式と交換することができます。
 - ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換を申込むことができます。
 - ・解約申込により受益権を換金することはできません。
- 収益分配金は、名義登録受益者に対して支払われます。
 - ・名義登録受益者とは、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所）が受託会社に登録されている者をいいます。

3

収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、運用管理費用（信託報酬）その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。

決算日は毎年1月10日および7月10日です。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は、行ないません。

基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「TOPIX Ex-Financials（配当込み）」の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- (a) 同指数が加重平均であるため、個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の時価総額構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと
- (b) 運用管理費用（信託報酬）、売買委託手数料等の費用負担
- (c) 株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- (d) 指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- (e) 株価指数先物取引と指数の動きの不一致（株価指数先物取引を利用した場合）
- (f) 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- (g) 追加設定時、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること

(2) 【ファンドの沿革】

2013年9月19日	信託契約締結、当初設定、運用開始
2013年9月20日	受益権を東京証券取引所に上場
2023年4月4日	ファンドの名称を「iFreeETF TOPIX Ex-Financials」に変更（従来は「ダイワ上場投信・TOPIX Ex-Financials」）

(3) 【ファンドの仕組み】

	名 称	関係業務の内容
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※1）の委託者であり、受益権の募集・発行、信託財産の運用指図、受益権とその信託財産に属する株式との交換の指図、信託財産の計算等を行ないます。
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）	信託契約（※1）の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。
取扱窓口	販売会社	受益権の募集、交換の取扱い等に関する委託会社および受託会社との三者間契約（※2）に基づき、受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務等を行ないます。

※1：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

※2：受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務の内容等が規定されています。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。

<委託会社の概況（2026年6月末日現在）>

・資本金の額 414億2,454万1,896円

・沿革

1959年12月12日	大和証券投資信託委託株式会社として設立
1960年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日	営業開始
1985年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

2007年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。

（金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）

2020年 4月 1日 大和アセットマネジメント株式会社に商号変更

2024年10月 1日 株式会社かんぽ生命保険と資本業務提携

2025年 7月 1日 大和かんぽオルタナティブインベストメンツ株式会社（旧商号：三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社）を子会社化

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 80.00
株式会社かんぽ生命保険	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	株 652,132	% 20.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

委託会社は、信託財産の運用にあたっては、次の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

- ① 当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として、対象株価指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式に対する投資として運用を行ないます。
- ② 対象株価指数を構成する銘柄のうち、時価総額構成比率95%以上を占める各銘柄の株式を組入れることを原則とします。
- ③ 前①および前②の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと（株価指数先物取引等を利用することを含みます。）があります。
- ④ 市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、＜ファンドの目的・特色＞をご参照下さい。

(2)【投資対象】

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。
 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5)③に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形

二. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

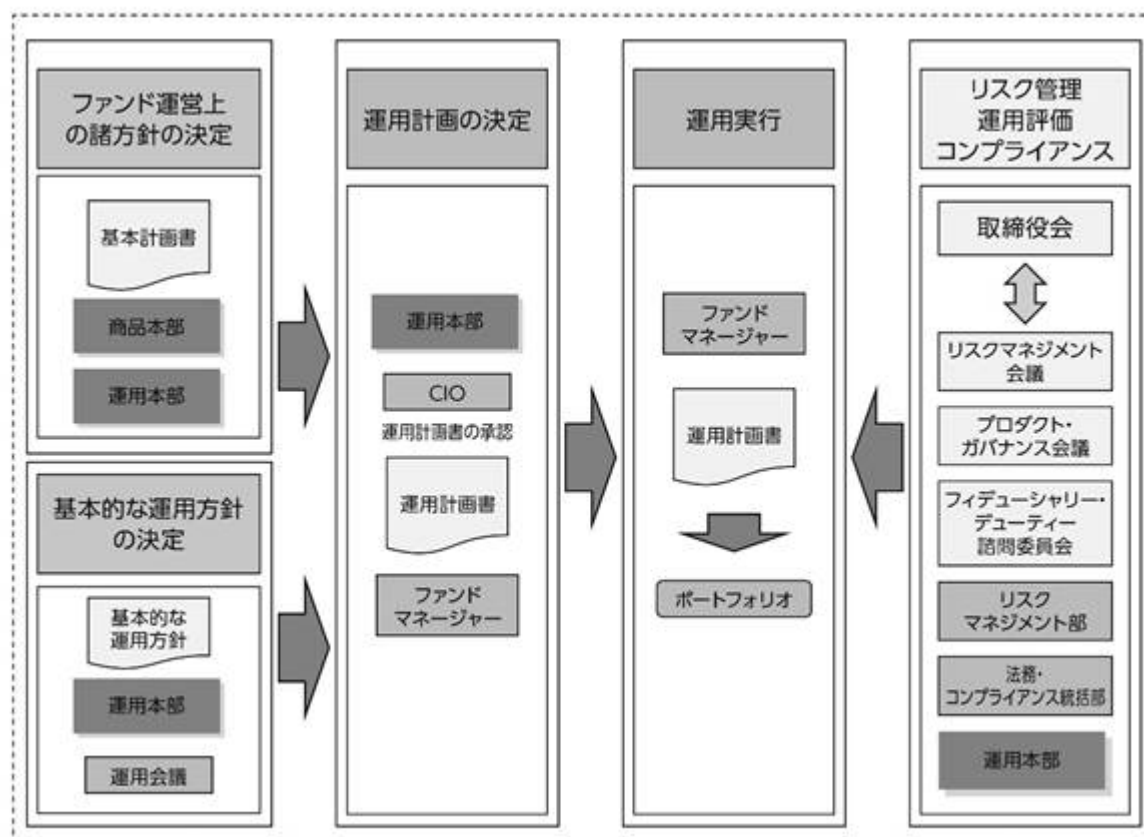
- ② 委託会社は、信託財産を、主として株式に投資することを指図します。
- ③ 前②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、交換、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託財産を次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、＜ファンドの目的・特色＞をご参照下さい。

(3)【運用体制】

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品本部長の決裁により決定します。

ロ. 基本的な運用方針の承認

運用担当チームは、基本的な運用方針を作成し、運用会議にて承認を受けます。

ハ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で承認された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成し、CIOの承認を受けます。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. CIO（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・運用チームまたは運用チームの戦略毎の基本的な運用方針の承認
- ・運用チームリーダーまたは運用チームメンバーが策定する各信託財産等の運用計画書および変更運用計画書の承認
- ・その他信託財産等の運用に関する事項の決定

ロ. Deputy-CIO（0～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. インベストメント・オフィサー（0～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ. 運用部長（各運用部に1名）

運用チームリーダーまたは運用チームメンバーが策定する運用計画書および変更運用計画書を承認します。

ホ. 運用チームリーダー

次の職務を遂行します。

- ・運用チームまたは運用チームの戦略毎の基本的な運用方針の立案
- ・運用計画書および変更運用計画書の作成または運用チームメンバーへの作成の指示
- ・運用計画に基づく運用プロセス等の実行および運用チームメンバーへの実行の指示

ヘ. ファンドマネージャー

次の職務を遂行します。

- ・運用チームリーダーの指示に基づく運用計画書および変更運用計画書の作成
- ・運用計画に基づく運用プロセス等の実行

④ リスクマネジメント会議、プロダクト・ガバナンス会議およびフィデューシャリー・デューティー諮問委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は10～20名程度です。

イ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ. プロダクト・ガバナンス会議

経営会議の分科会として、運用状況・商品性およびこれらの開示の適切性について検証結果の報告を行ない、対応方針を審議・決定したうえでその実行状況を確認します。加えて、その他当社が運用するプロダクトの品質の維持・向上に関する事項の審議・決定・報告を行ないます。

ハ、フィデューシャリー・デューティー諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、当社の取り組みの適切性や妥当性に関する事項、その他フィデューシャリー・デューティー遂行の観点で検討が必要な内容として取締役会から諮問された事項について、取締役会に意見を述べます。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※ 上記の運用体制は2026年6月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。

(5) 【投資制限】

① 株式（信託約款）

株式への投資割合には、制限を設けません。

② 投資する株式の範囲（信託約款）

イ、委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

ロ、前イ。にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

③ 先物取引等（信託約款）

委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ デリバティブ取引等（信託約款）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 株式の貸付け（信託約款）

イ、委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

ロ. 前イ. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ. 委託会社は、株式の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑥ 外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への投資は、行ないません。

⑦ 信用リスク集中回避（信託約款）

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② その他

イ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. 市場の急変時等には、前掲「2 投資方針」にしたがった運用ができない場合があります。

ハ. コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。くわしくは「第2 管理及び運営」をご参照ください。

(3)その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、金融商品取引所に上場され取引が行なわれます。当ファンドの市場価格は需給等を反映し決定されるため、基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、＜ファンドの目的・特色＞の「基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

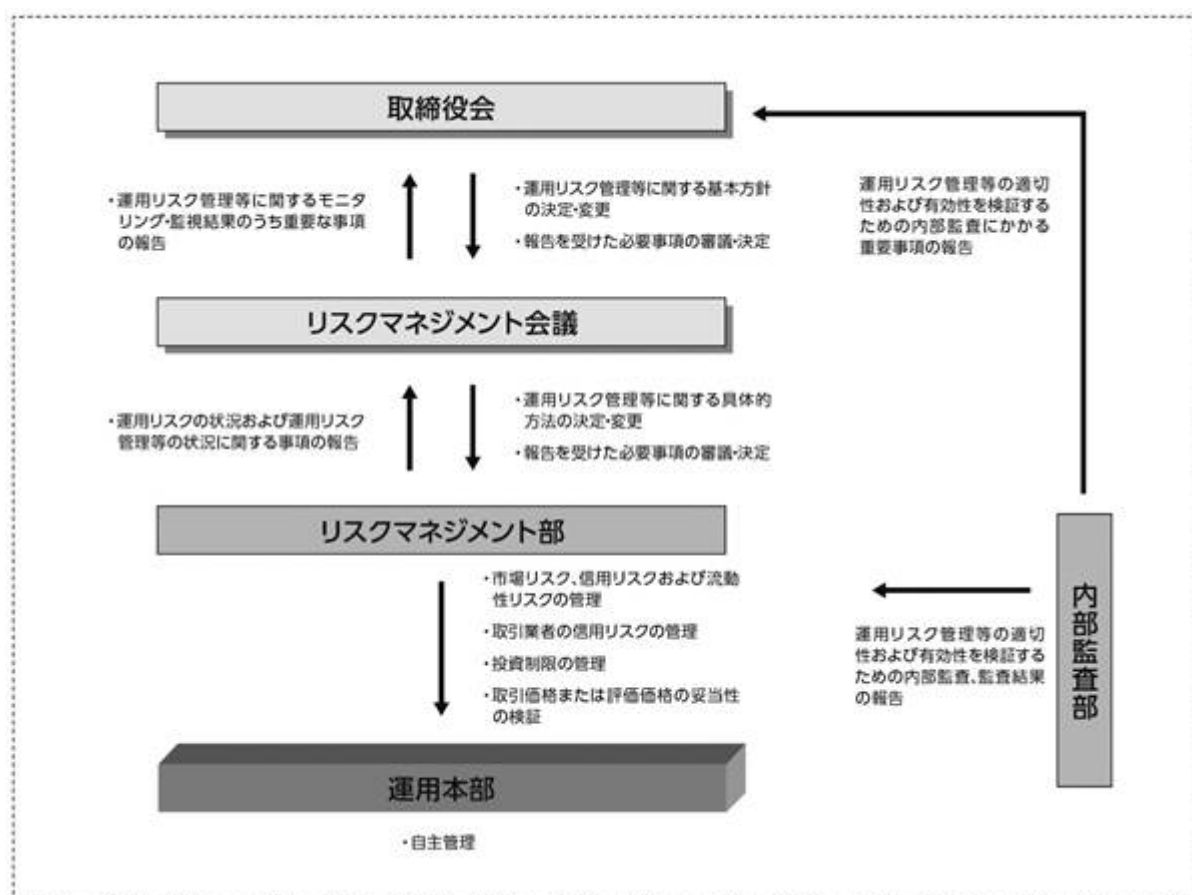
※ 流動性リスクに関する事項

- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(4)リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。



※ 流動性リスクに対する管理体制

- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。

- ・ 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

右のグラフは過去5年における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。

また左のグラフはファンドの過去5年における年間騰落率の推移を表示しています。



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

資産クラスの指数について

日本株 配当込みTOPIX	配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX経研または株式会社JPX経研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
先進国株 MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. (「MSCI」)が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。(https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html)
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	
日本国債 NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債 JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円ベース)	JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。 Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社は、当該販売会社が定める申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を取得申込者から徴収することができるものとします。

販売会社については、下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2)【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

販売会社は、受益権の交換または買取りに際して、当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を受益者から徴収することができるものとします。当該手数料は、販売会社ならびに受託会社が収受するものとします。

販売会社については、前(1)をご参照下さい。

② 信託財産留保額

ありません。

交換時手数料は、受益権の交換に関する事務等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次のイ.の額にロ.の額を加算して得た額とし、委託会社と受託会社との間の配分は以下のとおりとします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

イ. 信託財産の純資産総額に年率0.198%（税抜0.18%）以内を乗じて得た額

委託会社 年率0.13%（税抜）以内

受託会社 年率0.05%（税抜）以内

＊上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

ロ. 信託財産に属する株式の貸付けにかかる品貸料（貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に55%（税抜50%）以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に55%（税抜50%）以内の率を乗じて得た額

なお、提出日現在における上記イ.およびロ.に定める率は、次のとおりとなっております（今後、変更されることがあります。）。

イ. 年率0.198%（税抜0.18%）

ロ. 55%（税抜50%）

② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

③ 提出日現在における信託報酬にかかる委託会社、受託会社への配分については、次のとおりとなっております（今後、変更されることがあります。）。

イ. 前①イ.の報酬

委託会社 年率0.13%（税抜）

受託会社 年率0.05%（税抜）

＊上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

ロ. 前①ロ.の報酬

委託会社 報酬の50%

受託会社 報酬の50%

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（以下「商標使用料」といいます。）ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産中から支弁することができます。

＊提出日現在、商標使用料は信託財産の純資産総額に、年率0.033%（税抜0.03%）以内を乗じて得た額（ただし、年間88万円(税抜80万円)を下回る場合は88万円（税抜80万円））となります。

＊提出日現在、上場にかかる費用は以下となります。

・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜0.0075%）

・追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

- ③ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は、信託財産中より支弁します。

（※）売買委託手数料などの「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は特定株式投資信託として取扱われます。

① 個人の投資者に対する課税

イ. 受益権の売却時

受益権を売却される場合には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対して20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率で課税されます。

受益権を譲渡して生じた損失金額は上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益・償還差益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得・利子所得と通

算できます。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。売却時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

ロ. 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。

収益分配金については、源泉徴収のみで課税関係が終了する申告不要制度を選択することができます。

一方、確定申告を行なう場合には、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択します。総合課税を選択した場合は、配当控除の適用があり、その取扱いは、株式の配当金と同様となります。

ハ. 受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、前イ. と同様の取扱いとなります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

特定株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

② 法人の投資者に対する課税

イ. 受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

ロ. 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、15.315%（所得税15.315%）の税率で源泉徴収（※）されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

益金不算入制度が適用されます。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

ハ. 受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、前イ. と同様の取扱いとなります。

（※）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（※）上記は、2026年6月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】（2026年6月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株式		3,431,476,910	99.49
	内 日本	3,431,476,910	99.49
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		17,550,620	0.51
純資産総額		3,449,027,530	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2)【投資資産】（2026年6月30日現在）

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	東京エレクトロン	日本	株式	電気機器	1,600	40,634.30 65,014,884	77,150.00 123,440,000	3.58
2	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	39,500	3,383.59 133,652,014	2,725.00 107,637,500	3.12
3	ソフトバンクグループ	日本	株式	情報・通信業	14,300	4,290.47 61,353,723	5,963.00 85,270,900	2.47
4	日立	日本	株式	電気機器	18,900	5,127.79 96,915,344	4,471.00 84,501,900	2.45
5	ソニーグループ	日本	株式	電気機器	24,900	3,868.71 96,330,993	3,280.00 81,672,000	2.37
6	村田製作所	日本	株式	電気機器	7,100	3,316.76 23,549,001	11,395.00 80,904,500	2.35
7	アドバンテスト	日本	株式	電気機器	2,200	20,377.95 44,831,511	32,340.00 71,148,000	2.06
8	三菱商事	日本	株式	卸売業	14,400	3,799.09 54,706,917	4,347.00 62,596,800	1.81
9	リクルートホールディングス	日本	株式	サービス業	5,300	9,274.12 49,152,843	11,330.00 60,049,000	1.74

10	キーエンス	日本	株式	電気機器	700	57,670.00 40,369,000	81,060.00 56,742,000	1.65
11	三菱重工業	日本	株式	機械	14,100	4,268.38 60,184,158	3,666.00 51,690,600	1.50
12	三井物産	日本	株式	卸売業	11,100	4,806.03 53,346,935	4,497.00 49,916,700	1.45
13	伊 藤 忠	日本	株式	卸売業	26,400	2,004.22 52,911,470	1,854.00 48,945,600	1.42
14	三菱電機	日本	株式	電気機器	8,200	4,763.50 39,060,710	5,876.00 48,183,200	1.40
15	信越化学	日本	株式	化学	6,600	5,154.52 34,019,835	7,008.00 46,252,800	1.34
16	キオクシアホールディングス	日本	株式	電気機器	500	22,409.33 11,204,668	89,680.00 44,840,000	1.30
17	ファーストリテイリング	日本	株式	小売業	500	62,750.00 31,375,000	82,810.00 41,405,000	1.20
18	パナソニック ホールディング	日本	株式	電気機器	8,900	2,079.48 18,507,390	4,502.00 40,067,800	1.16
19	フジクラ	日本	株式	非鉄金属	5,900	2,884.28 17,017,255	6,238.00 36,804,200	1.07
20	HOYA	日本	株式	精密機器	1,400	24,990.00 34,986,000	25,950.00 36,330,000	1.05
21	ルネサスエレクトロニクス	日本	株式	電気機器	7,300	2,411.88 17,606,758	4,807.00 35,091,100	1.02
22	武田薬品	日本	株式	医薬品	6,600	5,081.75 33,539,571	5,155.00 34,023,000	0.99
23	ディスコ	日本	株式	機械	400	56,265.00 22,506,000	81,260.00 32,504,000	0.94
24	任 天 堂	日本	株式	その他製 品	4,600	10,165.00 46,759,000	6,815.00 31,349,000	0.91
25	住友電工	日本	株式	非鉄金属	10,600	1,600.91 16,969,704	2,927.00 31,026,200	0.90
26	NTT	日本	株式	情報・通信 業	204,500	158.91 32,497,977	145.00 29,652,500	0.86
27	住友商事	日本	株式	卸売業	18,600	1,419.21 26,397,385	1,549.00 28,811,400	0.84
28	丸 紅	日本	株式	卸売業	6,000	4,612.50 27,675,034	4,690.00 28,140,000	0.82
29	KDDI	日本	株式	情報・通信 業	10,000	2,680.04 26,800,441	2,745.00 27,450,000	0.80

30	日本たばこ産業	日本	株式	食料品	4,400	5,778.22 25,424,183	6,012.00 26,452,800	0.77
----	---------	----	----	-----	-------	------------------------	------------------------	------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	99.49%
合計	99.49%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
水産・農林業	0.07%
鉱業	0.38%
建設業	2.57%
食料品	3.20%
繊維製品	0.37%
パルプ・紙	0.14%
化学	5.71%
医薬品	3.81%
石油・石炭製品	0.52%
ゴム製品	0.63%
ガラス・土石製品	1.01%
鉄鋼	0.74%
非鉄金属	3.44%
金属製品	0.60%
機械	7.51%
電気機器	27.73%
輸送用機器	5.81%
精密機器	2.18%
その他製品	2.20%
電気・ガス業	1.40%
陸運業	2.15%
海運業	0.57%
空運業	0.31%
倉庫・運輸関連業	0.14%
情報・通信業	7.32%
卸売業	8.34%
小売業	4.61%

不動産業	1.97%
サービス業	4.06%
合計	99.49%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)	東京証券取 引所 市場相場
第6計算期間末 (2016年7月10日)	24,114,848,389	24,354,077,806	1,058.42	1,068.92	—
第7計算期間末 (2017年1月10日)	1,799,193,082	2,030,245,950	1,166.48	1,316.28	1,170
第8計算期間末 (2017年7月10日)	6,694,133,889	6,719,583,933	1,236.24	1,240.94	1,223
第9計算期間末 (2018年1月10日)	2,208,423,496	2,260,743,264	1,430.92	1,464.82	1,424
第10計算期間末 (2018年7月10日)	25,265,291,318	25,328,399,349	1,321.15	1,324.45	—
第11計算期間末 (2019年1月10日)	23,477,218,115	23,778,617,285	1,168.41	1,183.41	1,163
第12計算期間末 (2019年7月10日)	26,825,499,875	27,109,809,141	1,217.16	1,230.06	—
第13計算期間末 (2020年1月10日)	29,524,020,451	29,866,335,853	1,345.47	1,361.07	—
第14計算期間末 (2020年7月10日)	10,859,497,760	10,960,856,556	1,210.67	1,221.97	1,207
第15計算期間末 (2021年1月10日)	8,840,790,593	8,909,614,251	1,464.39	1,475.79	1,453
第16計算期間末 (2021年7月10日)	7,646,252,549	7,703,441,611	1,510.82	1,522.12	1,500

第17計算期間末 (2022年1月10日)	34,609,829,681	34,673,592,213	1,574.10	1,577.00	—
第18計算期間末 (2022年7月10日)	32,515,678,170	32,911,445,610	1,478.85	1,496.85	—
第19計算期間末 (2023年1月10日)	31,929,247,772	32,283,239,760	1,452.18	1,468.28	—
第20計算期間末 (2023年7月10日)	3,611,403,878	3,986,761,586	1,585.58	1,750.38	1,590
第21計算期間末 (2024年1月10日)	3,908,329,383	3,942,266,457	1,715.94	1,730.84	1,715
第22計算期間末 (2024年7月10日)	4,528,503,307	4,571,323,239	1,988.23	2,007.03	1,979
第23計算期間末 (2025年1月10日)	6,021,073,497	6,079,461,793	1,845.87	1,863.77	1,847
2025年6月末日	6,395,834,166	—	1,960.76	—	1,950
第24計算期間末 (2025年7月10日)	6,229,971,181	6,299,449,991	1,909.91	1,931.21	1,906
7月末日	6,492,156,535	—	1,990.29	—	1,987
8月末日	4,711,302,213	—	2,071.01	—	2,068
9月末日	2,744,249,964	—	2,131.04	—	2,132
10月末日	2,951,119,603	—	2,291.69	—	2,300
11月末日	5,240,163,587	—	2,304.60	—	—
12月末日	5,255,901,272	—	2,311.53	—	—
第25計算期間末 (2026年1月10日)	5,367,766,424	5,394,824,406	2,360.72	2,372.62	2,368
2026年1月末日	3,070,341,215	—	2,384.85	—	2,395
2月末日	3,395,191,407	—	2,637.17	—	—
3月末日	3,042,219,525	—	2,363.00	—	2,396
4月末日	3,239,228,174	—	2,516.03	—	2,515
5月末日	3,443,114,772	—	2,674.39	—	2,674
6月末日	3,449,027,530	—	2,678.99	—	—

(注) 計算期間末日が休業日の場合は、前営業日の市場相場を記載しております。

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第6計算期間	10.50
第7計算期間	149.80
第8計算期間	4.70
第9計算期間	33.90

第10計算期間	3.30
第11計算期間	15.00
第12計算期間	12.90
第13計算期間	15.60
第14計算期間	11.30
第15計算期間	11.40
第16計算期間	11.30
第17計算期間	2.90
第18計算期間	18.00
第19計算期間	16.10
第20計算期間	164.80
第21計算期間	14.90
第22計算期間	18.80
第23計算期間	17.90
第24計算期間	21.30
第25計算期間	11.90

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第6計算期間	△12.3
第7計算期間	24.4
第8計算期間	6.4
第9計算期間	18.5
第10計算期間	△7.4
第11計算期間	△10.4
第12計算期間	5.3
第13計算期間	11.8
第14計算期間	△9.2
第15計算期間	21.9
第16計算期間	3.9
第17計算期間	4.4
第18計算期間	△4.9
第19計算期間	△0.7
第20計算期間	20.5
第21計算期間	9.2
第22計算期間	17.0
第23計算期間	△6.3
第24計算期間	4.6

第25計算期間	24.2
---------	------

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第6計算期間	3,883,840	2,922,576
第7計算期間	0	21,241,345
第8計算期間	5,813,620	1,941,126
第9計算期間	967,650	4,839,197
第10計算期間	17,580,290	0
第11計算期間	7,860,980	6,891,348
第12計算期間	1,946,200	0
第13計算期間	6,815,690	6,911,873
第14計算期間	1,949,140	14,922,630
第15計算期間	1,950,560	4,883,202
第16計算期間	977,080	1,953,264
第17計算期間	19,854,320	2,928,219
第18計算期間	0	0
第19計算期間	0	0
第20計算期間	0	19,709,424
第21計算期間	0	0
第22計算期間	0	0
第23計算期間	984,260	0
第24計算期間	0	0
第25計算期間	986,030	1,974,166

(参考情報) 運用実績

●iFreeETF TOPIX Ex-Financials

2026年6月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	267,899円
純資産総額	34億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	0.2%
3カ月間	13.4%
6カ月間	16.5%
1年間	38.9%
3年間	72.8%
5年間	106.4%
設定来	316.5%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (100口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 3,320円 設定来分配金合計額: 61,740円

決算期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
	20年7月	21年1月	21年7月	22年1月	22年7月	23年1月	23年7月	24年1月	24年7月	25年1月	25年7月	26年1月
分配金	1,130円	1,140円	1,130円	290円	1,800円	1,610円	16,480円	1,490円	1,880円	1,790円	2,130円	1,190円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

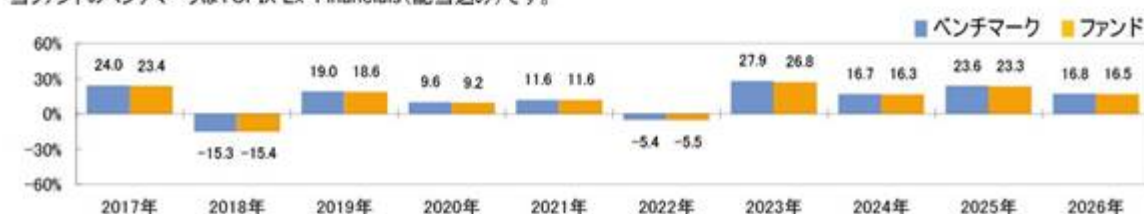
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	株式東証33業種別構成	比率	組入上位10銘柄	業種名	比率
国内株式	1,243	99.5%	電気機器	27.7%	東京エレクトロン	電気機器	3.6%
国内株式先物	-	-	卸売業	8.3%	トヨタ自動車	輸送用機器	3.1%
不動産投資信託等	-	-	機械	7.5%	ソフトバンクグループ	情報・通信業	2.5%
コール・ローン、その他	-	0.5%	情報・通信業	7.3%	日立	電気機器	2.5%
合計	1,243	100.0%	輸送用機器	5.8%	ソニーグループ	電気機器	2.4%
株式 市場・上場別構成			化学	5.7%	村田製作所	電気機器	2.3%
東証プライム市場		99.3%	小売業	4.6%	アドバンテスト	電気機器	2.1%
東証スタンダード市場		0.2%	サービス業	4.1%	三菱商事	卸売業	1.8%
東証グロス市場		0.0%	医薬品	3.8%	リクルートホールディングス	サービス業	1.7%
地方市場・その他		-	その他	24.6%	キーエンス	電気機器	1.6%
合計		99.5%	合計	99.5%	合計		23.6%

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはTOPIX Ex-Financials (配当込み)です。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。

・2026年は6月30日までの騰落率を表しています。

・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ① 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。
- ② 受益権の取得申込者は、対象株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの（以下「取得時のバスケット」といいます。）を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額（法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た額をいいます。以下同じ。）をもって、それに相当するものとして委託会社が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。
- ③ 受益権の取得申込者が、委託会社が別に定める時限までに取得申込みをした場合には、当日を取得申込受付日として委託会社は当該取得申込みを受付けます。
- ④ 取得申込受付日に対応する取得時のバスケットを構成する各株式の銘柄名とその数量は、委託会社が取得申込受付日以前の別に定める期日に別に定める方法により提示するものとします。
- ⑤ 前②の規定にかかわらず、受益権の取得申込者は、取得時のバスケットの評価額が取得する一定口数の受益権の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分を金銭をもって支払うものとします。
- ⑥ 前②の規定にかかわらず、取得時のバスケットに受益権の取得申込者が発行した株式またはその親会社（会社法第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。以下同じ。）が発行した株式（以下本⑥において「自社株式等」といいます。）が含まれる場合には、当該取得申込者は当該自社株式等に代えて当該自社株式等に相当する金額（評価額により算出したものに限ります。）に、当該自社株式等を信託財産において取得するため必要な経費に相当するものとして当該金額に別に定める率を乗じて得た額を加算して得た金額の金銭をもって取得することができるものとします。
- ⑦ 前⑥に該当する場合には、受益権の取得申込者は、販売会社を通じてその旨を委託会社に通知するものとします。この通知が取得申込みの際に行なわれなかった場合において、そのことによって当該取得申込者または信託財産その他に損害が生じた場合には、当該取得申込者がすべての責を負うものとします。
- ⑧ 前②の規定にかかわらず、取得時のバスケットに、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行なわれることとなる株式（以下本⑧において「配当落ち株式等」といいます。）が含まれる場合には、当該取得申込者は当該配当落ち株式等に代えて当該配当落ち株式等に相当する金額（評価額により算出したものに限ります。）に、当該配当落ち株式等を信託財産において取得するため必要な経費に相当するものとして当該金額に別に定める率を乗じて得た額を加算して得た金額の金銭をもって取得することができるものとします。
- ⑨ 販売会社は、取得申込みにかかる取得時のバスケットの各銘柄の株式を、取得申込みにかかる信託が設定される日までに、別に定める契約に基づき委託会社に代わって受託会社に引渡すものとします。
- ⑩ 販売会社は、受益権の取得申込者が引渡すべき取得時のバスケットの各銘柄の一部の引渡日を別に定める方法に基づいて指定する場合には、担保金を差入れるものとします。なお、担保金に付利は行なわないものとします。担保金が差入れられた場合には、委託会社は信託財産への担保金の受入れの指図を行なうものとします。

- ⑪ 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、前⑨に定める株式（前⑤、前⑥および前⑧に該当する場合の金銭を含みます。）または前⑩に定める担保金の引渡しと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書（以下「業務方法書」といいます。）に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる株式および金銭の委託会社への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。別に定める金融商品取引清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。
- ⑫ 委託会社は、原則として、次の1.から4.までに該当する場合は、受益権の取得申込みの受付を停止します。なお、次の1.から3.までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の取得申込みを受付けることがあります。
1. 対象株価指数構成銘柄の配当落日および権利落日
 2. 対象株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内
 3. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）
 4. 前1.から前3.までのほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- ⑬ 販売会社は、当該販売会社が定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、受益権の取得申込者から徴収することができるものとします。当該手数料は、販売会社ならびに受託会社が収受するものとします。
- ⑭ 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得申込みの受付の中止、取得申込みの受付の取消またはその両方を行なうことができます。
- ⑮ 委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ⑯ 受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、前⑨に定める株式（前⑤、前⑥および前⑧に該当する場合の金銭を含みます。）または前⑩に定める担保金について、受入れまたは振替済みの通知を受けた場合、振替機関に対し当該受益権にかかる信託が行なわれた旨を通知するものとします。ただし、業務方法書に定めるところにより、当該株式および金銭の委託会社への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託会社は、委託会社の指図に基づき、当該株式およ

び金銭についての受入れまたは振替済みの通知にかかわらず、振替機関に対し当該受益権にかかる信託が行なわれた旨を通知するものとします。

2【換金（解約）手続等】

<解約>

受益者は、自己に帰属する受益権（受託会社が「3 資産管理等の概要(5)②」に規定する重大な信託約款の変更等に反対した受益者からの「3 資産管理等の概要(5)③」の規定による請求により買取った受益権を除きます。）につき、信託期間中において、当ファンドの一部解約請求をすることはできません。

<交換>

- ① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。
- ② 受益者が交換請求をするときは、販売会社に対し、委託会社が定める一定口数の整数倍の振替受益権をもって行なうものとします。
- ③ 交換を請求しようとする受益者が、委託会社が別に定める時限までに交換請求をした場合には、当日を交換請求受付日として委託会社は当該交換請求を受付けます。
- ④ 委託会社は、交換に際し、信託財産に属する株式の評価額をもって、それに相当する口数の受益権と交換するものとします。交換に際し、受益権の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。
- ⑤ 前①の規定にかかわらず、委託会社は、原則として、次の1.から3.までに該当する場合は、受益権の交換請求の受付けを停止します。なお、次の1.から2.までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の交換請求を受付けることがあります。
 1. 対象株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内
 2. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）
 3. 前1.から前2.までのほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- ⑥ 販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続を行なうものとします。なお、業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消にかかる手続を行ないます。当該抹消にかかる手続および後⑮に掲げる交換株式にかかる振替請求が行なわれた後に、振替機関は、後⑩または後⑫に定める当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に前①の交換の請求を行なった受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ⑦ 受託会社は、後⑩または後⑫の委託会社の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび後⑯に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ、抹消したものととして取扱います。
- ⑧ 販売会社は、当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を交換請求者から徴収することができるものとします。当該手数料は、販売会社ならびに受託会社が収受するものとします。

- ⑨ 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、交換請求の受付けの中止、交換請求の受付けの取消しまたはその両方を行なうことができます。
- ⑩ 前⑨の規定により交換請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の交換請求を撤回することができます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受付けたものとして計算されるものとします。
- ⑪ 委託会社は、交換の請求を受付けた場合には、当該請求にかかる受益権と、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式として委託会社が指定するものとの交換を行なうよう受託会社に指図します。
- ⑫ 前⑪の規定にかかわらず、委託会社が指定する株式に当該請求を行なった受益者が発行した株式またはその親会社が発行した株式（以下本⑫において「自社株式等」といいます。）が含まれる場合には、原則として、委託会社は、前⑪の請求にかかる受益権の口数から当該自社株式等に相当する金額（評価額により算出したものから、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更するための取引にかかる経費に相当する金額として、当該評価額に別に定める率を乗じて得た額を減じた金額とします。）に相当する口数を除いた口数の受益権と、当該受益権の持分に相当する株式（当該自社株式等を除きます。）を交換するよう受託会社に指図するものとします。
- ⑬ 前⑫に該当する場合には、交換請求を行なう受益者は、販売会社を通じてその旨を委託会社に通知するものとします。この通知が交換請求の際に行なわれなかった場合において、そのことによって交換請求者または信託財産その他に損害が生じた場合には、交換請求者がすべての責を負うものとします。
- ⑭ 前⑪の規定にかかわらず、前⑪の委託会社が指定する株式に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益権の受渡しが行なわれることとなる株式（以下本⑭において「配当落ち株式等」といいます。）が含まれる場合には、委託会社は、当該配当落ち株式等に代えて当該配当落ち株式等の評価額（当該評価額から、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更するための取引にかかる経費に相当する金額として、当該評価額に別に定める率を乗じて得た額を減じた額とします。）に相当する金銭の交付をもって交換するよう受託会社に指図することができるものとします。
- ⑮ 受託会社は、前⑥に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託会社の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替請求および金銭の交付を行なうものとします。ただし、業務方法書の定めるところにより、前②に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託会社は、前⑥に掲げる手続きにかかわらず、委託会社の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替請求および金銭の交付を行なうものとします。別に定める期日から、受益者への交換株式の交付に際しては振替機関等の口座に前①の交換の請求を行なった受益者にかかる株数の増加の記載または記録が行なわれ、受益者への金銭の交付については販売会社において行なわれます。
- ⑯ 委託会社は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものととして取扱うこととし、受託会社は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

<買取り>

- ① 販売会社は、次に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、
- 2.の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。
1. 交換により取引所売買単位未満の振替受益権が生じた場合
2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合
- ② 前①の買取価額は、買取請求受付日の基準価額から、販売会社が定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を控除した価額とすることができます。
- ③ 販売会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することができます。
- ④ 前③の規定により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行なった当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして、前②の規定に準じて計算されたものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した100口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価（注）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注）主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・対象株価指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式：

原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年1月11日から7月10日まで、および7月11日から翌年1月10日までとします。ただし、第1計算期間は、2013年9月19日から2014年1月10日までとします。

(5)【その他】

- ① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が200万口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合または対象株価指数が廃止された場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。なお、受益権を上場したすべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託会社は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。
3. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
4. 前3.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
5. 前3.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
6. 前3.から前5.までの規定は、前2.の規定に基づいて信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.から前5.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」）をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の1. から7. までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前1.の事項（前1.の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1.の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当

する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

前①の1. から6. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい重大な信託約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前①の3. または前②の2. に規定する書面に付記します。

④ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤ 関係法人との契約の更改

受益権の募集、交換の取扱い等に関する委託会社、受託会社および販売会社との三者間契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社、受託会社もしくは販売会社のいずれからでも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる株式および金銭の委託会社への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合の信託契約締結当初または追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金にかかる請求権

＜支払方法＞

1. 受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）を持分に応じて請求する権利を有します。
2. 受託会社は、計算期間終了日現在において、氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に規定する個人番号をいいます。）または法人番号（同法同条に規定する法人番号をいいます。）（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします。）が受託会社に登録されている者（以下「名義登録受益者」といいます。）を当該計算期間終了日における収益分配金受領権者とし、収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。
3. 受益者は、原則として前2.に規定する登録を当ファンドの受益権が上場されている金融商品取引所の取引参加者（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由して行なうものとします。この場合、当該取引参加者は、当該取引参加者が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
4. 社振法関係法令等に基づき、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権の名義登録の手続きは原則として以下のとおりとします。
 - イ. 受益権は、前3.の取引参加者の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。
 - ロ. 前3.の取引参加者は、計算期間終了日までに当該取引参加者にかかる前イ.の受益権の受益者の氏名もしくは名称および住所その他受託会社が定める事項を書面等により受託会社に届出のものとします。また、届出た内容に変更が生じた場合は、当該取引参加者所定の方法による当該受益者からの申出に基づき、当該取引参加者はこれを受託会社に通知するものとします。
 - ハ. 前3.の取引参加者は、計算期間終了日現在の当該取引参加者にかかる前イ.の受益権の受益者の振替機関の定める事項を（当該取引参加者が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて）振替機関に報告するとともに、振替機関は業務規程等に基づき、これを受託会社に通知するものとします。
5. 信託契約締結当初および追加信託時の受益者については、前2.に規定する登録を行なったうえで、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されるものとします。
6. 前2.に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が前3.に規定する取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。
7. 受託会社は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金について未払残高があるときは、当該金額を委託会社に交付するものとします。

8. 受託会社は、前7.の規定により委託会社に収益分配金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
9. 受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社に帰属します。

② 信託終了時の交換等

1. 委託会社は、信託が終了することとなったときは、委託会社が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。この場合は、「2 換金（解約）手続等」の規定に準じるものとします。
2. 委託会社が信託の終了に関して指定する販売会社は、委託会社が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとします。この場合には、当該販売会社が別に定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
3. 信託終了に際して、委託会社が信託終了に関して指定する販売会社は、その所有にかかるすべての受益権を交換請求するものとします。交換により引渡される株式に当該販売会社が発行した株式またはその親会社が発行した株式（以下本3.において「自社株式等」といいます。）が含まれる場合には、委託会社は、受託会社に対しこれを売却する指図をするとともに、当該自社株式等の評価額に相当する口数の受益権を、受託会社は信託財産をもって買取るものとします。
4. 受益者が、信託終了時の交換について信託終了日から10年間その交換請求をしないときは、その権利を失い、委託会社に帰属します。

③ 交換請求権および買取請求権

受益者は、保有する受益権について、交換または買取りを請求する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期計算期間(2026年1月11日から2026年7月10日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

iFreeETF TOPIX Ex-Financials

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第25期 2026年1月10日現在	第26期 2026年7月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	18,021,374	17,572,935
株式	5,356,550,000	3,403,268,680
未収入金	17,740,022	22,724,865
未収配当金	8,031,128	4,212,948
未収利息	365	-
流動資産合計	5,400,342,889	3,447,779,428
資産合計	5,400,342,889	3,447,779,428
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	27,057,982	29,868,538
未払受託者報酬	1,336,370	905,657
未払委託者報酬	3,474,639	2,354,748
その他未払費用	707,474	1,205,220
流動負債合計	32,576,465	34,334,163
負債合計	32,576,465	34,334,163
純資産の部		
元本等		
元本	※1 2,248,768,420	※1 1,273,275,193
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,118,998,004	2,140,170,072
（分配準備積立金）	76,134	14,738
元本等合計	5,367,766,424	3,413,445,265
純資産合計	5,367,766,424	3,413,445,265
負債純資産合計	5,400,342,889	3,447,779,428

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第25期 自 2025年7月11日 至 2026年1月10日	第26期 自 2026年1月11日 至 2026年7月10日
営業収益		
受取配当金	32,951,687	33,855,394
受取利息	79,312	56,156
有価証券売買等損益	1,056,560,249	426,131,497
その他収益	2,683	3,996
営業収益合計	1,089,593,931	460,047,043
営業費用		
受託者報酬	1,336,370	905,657
委託者報酬	3,474,639	2,354,748
その他費用	1,163,130	847,999
営業費用合計	5,974,139	4,108,404
営業利益又は営業損失（△）	1,083,619,792	455,938,639
経常利益又は経常損失（△）	1,083,619,792	455,938,639
当期純利益又は当期純損失（△）	1,083,619,792	455,938,639
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,003,936,257	3,118,998,004
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,290,486,483	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,290,486,483	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,231,986,546	1,404,898,033
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,231,986,546	1,404,898,033
分配金	※1 27,057,982	※1 29,868,538
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,118,998,004	2,140,170,072

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第26期 自2026年1月11日 至2026年7月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第25期 2026年1月10日現在	第26期 2026年7月10日現在
1. ※1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部交換元本額	3,226,034,924円 975,183,670円 1,952,450,174円	2,248,768,420円 - 円 975,493,227円
2. 計算期間末日における受益権の総数	2,273,780口	1,287,437口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第25期 自2025年7月11日 至2026年1月10日	第26期 自2026年1月11日 至2026年7月10日
----	------------------------------------	------------------------------------

※1 分配金の計算過程	当計算期間中に計上した受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益金から支払利息を控除した当期配当等収益額 (33,033,682円) 及び分配準備積立金(74,573円)の合計額から、経費(5,974,139円)を控除して計算される分配対象額は27,134,116円（100口当たり1,193円）であり、うち27,057,982円（100口当たり1,190円）を分配金額としております。	当計算期間中に計上した受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益金から支払利息を控除した当期配当等収益額 (33,915,546円) 及び分配準備積立金(76,134円)の合計額から、経費(4,108,404円)を控除して計算される分配対象額は29,883,276円（100口当たり2,321円）であり、うち29,868,538円（100口当たり2,320円）を分配金額としております。
-------------	--	--

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第26期 自2026年1月11日 至2026年7月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第26期 2026年7月10日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
-----------------	--

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第25期 2026年1月10日現在	第26期 2026年7月10日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株式	632,729,702	364,294,719
合計	632,729,702	364,294,719

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第25期 2026年1月10日現在	第26期 2026年7月10日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第26期 自2026年1月11日 至2026年7月10日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第25期 2026年1月10日現在	第26期 2026年7月10日現在
1口当たり純資産額 (100口当たり純資産額)	2,360.72円 (236,072円)	2,651.35円 (265,135円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
ニッセイ	900	1,262.50	1,136,250	
U m i o s	500	1,310.00	655,000	
ユキグニファクトリー	100	1,163.00	116,300	
サカタのタネ	100	4,290.00	429,000	
ホクト	100	1,915.00	191,500	
ショーボンドHD	600	1,264.00	758,400	
ミライト・ワン	400	3,750.00	1,500,000	
タマホーム	100	3,020.00	302,000	
ROBOT HOME	200	170.00	34,000	
住石ホールディングス	100	577.00	57,700	
日鉄鉱業	200	2,417.00	483,400	
三井松島HLDGS	100	1,554.00	155,400	
I N P E X	3,500	3,361.00	11,763,500	
石油資源開発	600	1,661.00	996,600	
K&Oエナジーグループ	100	1,846.00	184,600	
リョーサン菱洋HD	100	2,802.00	280,200	
安藤・間	500	1,813.00	906,500	
東急建設	300	1,193.00	357,900	
コムシスホールディングス	300	5,332.00	1,599,600	
高松コンストラクションGP	100	3,620.00	362,000	
ヤマウラ	100	1,492.00	149,200	
オリエンタル白石	400	361.00	144,400	
大成建設	500	13,950.00	6,975,000	
大 林 組	2,300	3,225.00	7,417,500	
清水建設	2,000	2,492.50	4,985,000	
長谷工コーポレーション	600	2,788.50	1,673,100	
松井建設	100	1,460.00	146,000	
鹿島建設	1,600	5,760.00	9,216,000	
西松建設	100	5,368.00	536,800	
大豊建設	100	820.00	82,000	
奥 村 組	100	5,650.00	565,000	
東鉄工業	100	4,215.00	421,500	
浅沼組	300	853.00	255,900	
戸田建設	900	1,558.00	1,402,200	
熊 谷 組	400	1,484.00	593,600	
矢作建設	100	1,862.00	186,200	
ピーエス・コンストラクション	100	2,163.00	216,300	

日本ハウスHLDGS	200	311.00	62,200	
大東建託	1,200	3,161.00	3,793,200	
新日本建設	100	2,094.00	209,400	
東亜道路	100	1,586.00	158,600	
東亜建設	300	2,045.00	613,500	
日本国土開発	200	539.00	107,800	
五洋建設	1,000	1,628.00	1,628,000	
世紀東急	100	1,468.00	146,800	
住友林業	1,900	1,321.00	2,509,900	
大和ハウス	2,000	4,506.00	9,012,000	
ライト工業	100	4,045.00	404,500	
積水ハウス	2,200	3,455.00	7,601,000	
日特建設	100	1,127.00	112,700	
ユアテック	200	2,401.00	480,200	
日本リーテック	100	2,578.00	257,800	
四電工	100	2,000.00	200,000	
中電工	100	5,180.00	518,000	
関 電 工	400	6,351.00	2,540,400	
きんでん	500	7,634.00	3,817,000	
東京エネシス	100	2,054.00	205,400	
トーエネック	100	2,187.00	218,700	
日本電設工業	100	4,160.00	416,000	
エクシオグループ	700	2,683.50	1,878,450	
新日本空調	100	3,580.00	358,000	
クラフティア	200	8,800.00	1,760,000	
三機工業	400	2,650.00	1,060,000	
日揮ホールディングス	700	2,335.50	1,634,850	
太平電業	100	2,529.00	252,900	
高砂熱学	400	4,795.00	1,918,000	
朝日工業社	100	4,450.00	445,000	
明星工業	100	1,837.00	183,700	
大 気 社	200	4,785.00	957,000	
ダイダン	400	2,774.00	1,109,600	
日比谷総合設備	100	2,965.00	296,500	
ニッポン	300	2,810.00	843,000	
日清製粉G本社	700	2,003.50	1,402,450	
日東富士製粉	100	1,778.00	177,800	
昭和産業	100	3,485.00	348,500	
中部飼料	100	1,907.00	190,700	
フィード・ワン	100	1,261.00	126,100	

DM三井製糖	100	3,315.00	331,500	
L I F U L L	300	204.00	61,200	
M I X I	100	2,933.00	293,300	
ジェイエーシーリクルートメント	300	874.00	262,200	
日本M&Aセンターホールデ	1,200	676.70	812,040	
U T グループ	1,500	179.00	268,500	
E・Jホールディングス	100	1,681.00	168,100	
オープンアップグループ	200	1,942.00	388,400	
コシダカホールディングス	200	970.00	194,000	
パソナグループ	100	1,532.00	153,200	
リンクアンドモチベーション	200	585.00	117,000	
エス・エム・エス	300	2,343.00	702,900	
パーソルホールディングス	6,900	255.30	1,761,570	
クックパッド	100	117.00	11,700	
森永製菓	300	2,656.00	796,800	
江崎グリコ	200	5,185.00	1,037,000	
山崎製パン	500	3,176.00	1,588,000	
モロゾフ	100	1,560.00	156,000	
亀田製菓	100	1,263.00	126,300	
寿スピリッツ	400	2,608.50	1,043,400	
カルビー	300	2,959.00	887,700	
森永乳業	1,000	1,258.00	1,258,000	
六甲バター	100	1,125.00	112,500	
ヤクルト	900	2,840.50	2,556,450	
明治ホールディングス	1,000	3,771.00	3,771,000	
雪印メグミルク	200	3,665.00	733,000	
プリマハム	100	2,402.00	240,200	
日本ハム	300	6,166.00	1,849,800	
丸大食品	100	2,251.00	225,100	
S F o o d s	100	2,740.00	274,000	
伊藤ハム米久HLDGS	100	4,820.00	482,000	
システナ	1,100	422.00	464,200	
日鉄ソリューションズ	200	3,775.00	755,000	
A L S O K	1,300	1,093.50	1,421,550	
いちご	600	443.00	265,800	
日本駐車場開発	900	257.00	231,300	
カカクコム	500	3,630.00	1,815,000	
ルネサンス	100	1,041.00	104,100	
ディップ	100	1,869.00	186,900	
SBSホールディングス	100	4,155.00	415,500	

新日本科学	100	1,275.00	127,500	
エムスリー	1,500	1,870.00	2,805,000	
ディー・エヌ・エー	300	2,517.00	755,100	
博報堂D Y HLDGS	900	1,200.50	1,080,450	
ぐるなび	100	126.00	12,600	
タカミヤ	100	407.00	40,700	
ファンコミュニケーションズ	100	401.00	40,100	
エスプール	200	268.00	53,600	
アドウェイズ	100	303.00	30,300	
バリューコマース	100	467.00	46,700	
インフォマート	700	490.00	343,000	
サッポロビール	1,100	1,993.50	2,192,850	
アサヒグループホールディング	5,400	1,581.00	8,537,400	
麒麟HD	2,700	2,837.00	7,659,900	
宝ホールディングス	600	2,101.50	1,260,900	
オエノンホールディングス	200	509.00	101,800	
飛島ホールディングス	100	2,028.00	202,800	
コカ・コーラボトラーズJHD	500	4,104.00	2,052,000	
ライフドリンク カンパニー	100	1,490.00	149,000	
サントリービバレッジ&フー	500	4,547.00	2,273,500	
ダイドーグループHD	100	2,764.00	276,400	
伊 藤 園	200	2,942.00	588,400	
キーコーヒー	100	1,989.00	198,900	
日清オイリオグループ	300	1,873.00	561,900	
不二製油	100	3,986.00	398,600	
J-オイルミルズ	100	2,096.00	209,600	
サンエー	200	3,260.00	652,000	
カワチ薬品	100	3,440.00	344,000	
エービーシー・マート	400	2,620.50	1,048,200	
高千穂交易	100	2,170.00	217,000	
アスクル	100	1,266.00	126,600	
ゲオホールディングス	100	1,987.00	198,700	
アンドエスティHD	100	3,520.00	352,000	
リガク・ホールディングス	400	2,456.00	982,400	
くら寿司	200	1,590.00	318,000	
パルグループHLDGS	300	1,465.00	439,500	
エディオン	400	2,291.00	916,400	
あらた	100	2,530.00	253,000	
サーラコーポレーション	200	1,146.00	229,200	
JPホールディングス	200	614.00	122,800	

フジオフードG本社	100	1,086.00	108,600	
あみやき亭	100	1,333.00	133,300	
東京エレクトロンデバイス	100	3,910.00	391,000	
円谷フィールドホールディ	100	1,435.00	143,500	
双日	800	5,100.00	4,080,000	
アルフレッサホールディングス	700	2,201.50	1,541,050	
ハニーズホールディングス	100	1,392.00	139,200	
キッコーマン	2,400	1,619.00	3,885,600	
味の素	3,500	5,731.00	20,058,500	
キューピー	400	4,380.00	1,752,000	
ハウス食品G本社	300	3,829.00	1,148,700	
カゴメ	400	2,677.00	1,070,800	
アリアケジャパン	100	5,150.00	515,000	
キオクシアホールディングス	500	77,000.00	38,500,000	
ニチレイ	600	2,134.00	1,280,400	
横浜冷凍	200	2,065.00	413,000	
東洋水産	300	10,510.00	3,153,000	
ヨシムラ・フード・HLDGS	100	661.00	66,100	
日清食品HD	800	2,794.50	2,235,600	
フジッコ	100	1,547.00	154,700	
ロックフィールド	100	1,363.00	136,300	
日本たばこ産業	4,400	6,117.00	26,914,800	
ファーマフーズ	100	618.00	61,800	
北の達人コーポ	300	126.00	37,800	
ユーグレナ	500	345.00	172,500	
紀文食品	100	1,079.00	107,900	
スター・マイカ・HLDGS	100	1,516.00	151,600	
片倉工業	100	2,584.00	258,400	
グンゼ	100	3,980.00	398,000	
ヒューリック	2,100	1,755.00	3,685,500	
アルペン	100	2,108.00	210,800	
ラクーンホールディングス	100	618.00	61,800	
クオールホールディングス	100	2,041.00	204,100	
アルコニックス	100	2,479.00	247,900	
神戸物産	700	2,638.00	1,846,600	
ジンズホールディングス	100	7,740.00	774,000	
ビックカメラ	500	1,640.50	820,250	
DCMホールディングス	400	1,479.00	591,600	
ペッパーフードサービス	300	179.00	53,700	
MonotaRO	1,100	1,972.00	2,169,200	

あい ホールディングス	200	2,673.00	534,600	
J. フロント リテイリング	900	3,168.00	2,851,200	
ドトール・日レスHD	100	2,756.00	275,600	
マツキヨココカラ&カンパニー	1,300	2,423.50	3,150,550	
ブロンコビリー	100	2,249.00	224,900	
Z O Z O	1,200	1,161.50	1,393,800	
トレジャー・ファクトリー	100	2,196.00	219,600	
物語コーポレーション	200	4,985.00	997,000	
三越伊勢丹HD	1,200	3,841.00	4,609,200	
東洋紡	300	1,727.00	518,100	
ユニチカ	300	934.00	280,200	
富士紡ホールディングス	100	3,860.00	386,000	
日清紡ホールディングス	600	2,224.00	1,334,400	
倉敷紡績	100	10,020.00	1,002,000	
ダイワボウHD	300	3,392.00	1,017,600	
日東紡績	500	3,445.00	1,722,500	
トヨタ紡織	400	2,178.50	871,400	
マクニカホールディングス	500	3,256.00	1,628,000	
クリエイト S DH	100	3,255.00	325,500	
バイタル K S KHD	100	1,560.00	156,000	
八洲電機	100	2,797.00	279,700	
メディアスホールディングス	100	791.00	79,100	
レスター	100	3,730.00	373,000	
TOKAIホールディングス	400	1,149.00	459,600	
三洋貿易	200	815.00	163,000	
シュッピン	100	1,066.00	106,600	
オイシックス	100	1,509.00	150,900	
ウイン・パートナーズ	100	1,325.00	132,500	
ネクステージ	200	3,485.00	697,000	
ジョイフル本田	200	2,242.00	448,400	
ホットランドホールディング	100	1,590.00	159,000	
すかいらくHD	1,100	2,896.00	3,185,600	
綿半ホールディングス	100	1,360.00	136,000	
日本毛織	200	1,850.00	370,000	
ユナイテッド・スーパーマーケ	400	821.00	328,400	
野村不動産HLDGS	2,000	928.20	1,856,400	
三重交通グループHD	200	547.00	109,400	
ディア・ライフ	100	1,071.00	107,100	
地主	100	2,918.00	291,800	
フージャースHD	100	1,234.00	123,400	

オープンハウスグループ	200	8,550.00	1,710,000	
東急不動産HD	2,000	1,299.00	2,598,000	
飯田GHD	600	2,210.00	1,326,000	
帝国繊維	100	3,445.00	344,500	
日本コークス工業	700	93.00	65,100	
あさひ	100	1,340.00	134,000	
コスモス薬品	100	6,362.00	636,200	
シップヘルスケアHD	300	2,266.00	679,800	
ソフトクリエイイトHD	100	1,917.00	191,700	
セブン&アイ・HLDGS	8,600	2,021.50	17,384,900	
クリエイイト・レストランツ・ホール	1,300	749.00	973,700	
ツルハホールディングス	1,200	2,257.00	2,708,400	
サンマルクホールディングス	100	2,532.00	253,200	
トリドールホールディングス	200	3,968.00	793,600	
帝 人	700	1,662.50	1,163,750	
東 レ	5,000	1,142.50	5,712,500	
ク ラ レ	900	1,686.00	1,517,400	
旭 化 成	4,900	1,842.00	9,025,800	
TOKYO BASE	100	401.00	40,100	
宮地エンジニアリングG	100	1,549.00	154,900	
トーカロ	200	3,075.00	615,000	
SUMCO	1,400	5,244.00	7,341,600	
川田テクノロジーズ	200	1,336.00	267,200	
RS TECHNOLOGIES	100	7,930.00	793,000	
ケイアイスター不動産	100	3,740.00	374,000	
グッドコムアセット	100	1,490.00	149,000	
霞ヶ関キャピタル	100	6,890.00	689,000	
JMホールディングス	100	1,261.00	126,100	
コメダホールディングス	200	2,835.00	567,000	
バロックジャパン	100	750.00	75,000	
クスリのアオキHLDGS	200	3,681.00	736,200	
力の源HD	100	1,537.00	153,700	
FOOD&LIFE COMPAN	900	4,806.00	4,325,400	
アセンテック	100	421.00	42,100	
セーレン	200	3,205.00	641,000	
小松マテーレ	100	718.00	71,800	
ワコールホールディングス	100	4,413.00	441,300	
T S I ホールディングス	200	1,204.00	240,800	
ワールド	200	1,590.00	318,000	
T I S I	800	3,428.00	2,742,400	

グリーンホールディングス	200	393.00	78,600	
コーエーテクモHD	500	1,593.50	796,750	
ファインデックス	100	902.00	90,200	
K L a b	200	211.00	42,200	
ポールトゥウィンホールディン	100	329.00	32,900	
ネクソン	1,700	2,282.00	3,879,400	
アイスタイル	300	403.00	120,900	
エムアップホールディングス	200	740.00	148,000	
エイチームホールディングス	100	1,030.00	103,000	
セルシス	100	2,053.00	205,300	
エニグモ	100	401.00	40,100	
コロプラ	300	386.00	115,800	
ブロードリーフ	500	424.00	212,000	
じげん	200	402.00	80,400	
フィックスターズ	100	2,329.00	232,900	
北里	100	1,357.00	135,700	
オプティム	100	422.00	42,200	
S H I F T	700	676.50	473,550	
特種東海製紙	100	1,953.00	195,300	
テクマトリックス	100	1,871.00	187,100	
プロシップ	100	1,836.00	183,600	
ガンホー・オンライン・エンター	200	2,363.00	472,600	
GMOペイメントゲートウェイ	200	9,753.00	1,950,600	
システムリサーチ	100	1,844.00	184,400	
インターネットイニシアティブ	400	3,479.00	1,391,600	
さくらインターネット	100	2,876.00	287,600	
朝日ネット	100	628.00	62,800	
e B A S E	100	423.00	42,300	
アバントグループ	100	1,175.00	117,500	
アドソル日進	100	1,481.00	148,100	
コムチュア	100	1,350.00	135,000	
アステリア	100	1,112.00	111,200	
王子ホールディングス	2,500	816.10	2,040,250	
日本製紙	400	1,327.00	530,800	
北越コーポレーション	400	865.00	346,000	
大王製紙	400	921.00	368,400	
g u m i	100	242.00	24,200	
デジタル・インフォメーション	100	935.00	93,500	
ラクス	700	1,036.50	725,550	

カナミックネットワーク	100	501.00	50,100	
レンゴー	700	1,412.50	988,750	
ザ・パック	100	1,343.00	134,300	
チェンジホールディングス	100	933.00	93,300	
オークネット	100	1,393.00	139,300	
PKSHA TECHNOLOGY	100	2,802.00	280,200	
マネーフォワード	200	4,935.00	987,000	
レゾナック・ホールディング	700	16,150.00	11,305,000	
住友化学	5,900	537.20	3,169,480	
住友精化	100	1,266.00	126,600	
日産化学	400	8,100.00	3,240,000	
ラサ工業	100	1,945.00	194,500	
クレハ	100	4,120.00	412,000	
テイカ	100	2,297.00	229,700	
石原産業	100	2,767.00	276,700	
日本曹達	200	3,640.00	728,000	
東ソー	1,100	2,705.00	2,975,500	
トクヤマ	300	4,652.00	1,395,600	
セントラル硝子	100	4,165.00	416,500	
東亜合成	300	1,724.00	517,200	
大阪ソーダ	300	1,802.00	540,600	
関東電化	100	3,070.00	307,000	
SUN ASTERISK	100	441.00	44,100	
デンカ	300	3,913.00	1,173,900	
イビデン	900	20,300.00	18,270,000	
信越化学	6,600	7,320.00	48,312,000	
プラスアルファ・コンサルティング	100	2,970.00	297,000	
堺 化 学	100	4,115.00	411,500	
第一稀元素化学工	100	1,948.00	194,800	
日本酸素HLDGS	800	6,072.00	4,857,600	
日本パーカライジング	400	1,671.00	668,400	
高圧ガス	100	1,135.00	113,500	
四国化成ホールディング	200	3,020.00	604,000	
オリオンビール	200	1,241.00	248,200	
日本触媒	500	2,070.00	1,035,000	
大日精化	200	1,078.00	215,600	
カネカ	200	5,626.00	1,125,200	
協和キリン	900	2,641.00	2,376,900	
ブルーゾーンホールディング	500	1,751.00	875,500	
APPIER GROUP	300	903.00	270,900	

三菱瓦斯化学	500	4,685.00	2,342,500	
三井化学	1,300	2,088.00	2,714,400	
東京応化工業	400	10,365.00	4,146,000	
大阪有機化学	100	5,100.00	510,000	
三菱ケミカルグループ	5,200	1,161.50	6,039,800	
KHネオケム	100	2,941.00	294,100	
ビジョナル	100	8,269.00	826,900	
ダイセル	800	1,402.50	1,122,000	
住友ベークライト	200	7,200.00	1,440,000	
積水化学	1,500	2,609.50	3,914,250	
日本ゼオン	500	2,249.00	1,124,500	
アイカ工業	200	3,670.00	734,000	
UBE	400	3,147.00	1,258,800	
積水樹脂	100	2,653.00	265,300	
リケンテクノス	100	1,795.00	179,500	
積水化成品	100	521.00	52,100	
ダイキョーニシカワ	200	995.00	199,000	
日本化薬	500	1,982.50	991,250	
カーリット	100	2,364.00	236,400	
プレステージ・インター	300	666.00	199,800	
テクセンドフォトマスク	300	4,325.00	1,297,500	
野村総合研究所	1,400	4,979.00	6,970,600	
クイック	200	761.00	152,200	
日本システム技術	100	1,783.00	178,300	
電通グループ	700	3,324.00	2,326,800	
インテージホールディングス	100	1,878.00	187,800	
ソースネクスト	400	107.00	42,800	
シーティーエス	100	870.00	87,000	
メディカルシステムネットワーク	100	495.00	49,500	
扶桑化学工業	200	4,040.00	808,000	
トリケミカル	100	3,325.00	332,500	
シンプレクスHD	600	1,046.00	627,600	
メルカリ	300	4,785.00	1,435,500	
システムサポートホールディン	100	1,060.00	106,000	
ADEKA	300	4,179.00	1,253,700	
日油	800	2,739.00	2,191,200	
ハリマ化成グループ	100	1,037.00	103,700	
ボードルア	100	3,200.00	320,000	
NE	100	254.00	25,400	
ウイングアーク1ST	100	2,543.00	254,300	

S a n s a n	200	1,723.00	344,600	
花 王	3,500	3,219.00	11,266,500	
メドレー	100	2,026.00	202,600	
JMDC	100	3,170.00	317,000	
武田薬品	6,600	5,359.00	35,369,400	
アステラス製薬	6,500	2,142.00	13,923,000	
住友ファーマ	700	1,400.00	980,000	
塩野義製薬	2,700	2,832.50	7,647,750	
日本新薬	200	4,082.00	816,400	
中外製薬	2,300	7,389.00	16,994,700	
科研製薬	100	3,840.00	384,000	
エーザイ	1,000	4,296.00	4,296,000	
理研ビタミン	100	3,135.00	313,500	
ロート製薬	800	2,430.00	1,944,000	
小野薬品	1,600	2,428.00	3,884,800	
持田製薬	100	3,135.00	313,500	
参天製薬	1,200	2,135.00	2,562,000	
ツムラ	300	3,820.00	1,146,000	
テ ル モ	4,900	2,189.00	10,726,100	
HUグループHD	200	3,381.00	676,200	
キッセイ薬品工業	100	4,100.00	410,000	
生化学工業	100	725.00	72,500	
栄研化学	100	2,532.00	253,200	
J C Rファーマ	300	477.00	143,100	
東和薬品	100	4,025.00	402,500	
富士製薬工業	100	1,894.00	189,400	
ゼリア新薬工業	100	2,080.00	208,000	
ネクセラファーマ	300	919.00	275,700	
第一三共	6,800	2,730.50	18,567,400	
杏林製薬	100	1,179.00	117,900	
大幸薬品	200	269.00	53,800	
ダイト	100	1,250.00	125,000	
大塚ホールディングス	1,600	11,185.00	17,896,000	
ペプチドリーム	400	1,019.00	407,600	
大日本塗料	100	1,410.00	141,000	
日本ペイントHOLD	3,900	1,076.50	4,198,350	
関西ペイント	600	2,675.50	1,605,300	
中国塗料	200	3,535.00	707,000	
藤倉化成	100	998.00	99,800	
太陽ホールディングス	400	4,865.00	1,946,000	

D I C	300	4,660.00	1,398,000	
サカタインクス	200	2,401.00	480,200	
ARTIENCE	100	4,350.00	435,000	
アルプス技研	200	803.00	160,600	
サニックスホールディングス	100	249.00	24,900	
日本空調サービス	100	1,633.00	163,300	
オリエンタルランド	4,500	2,615.00	11,767,500	
ダスキン	200	4,469.00	893,800	
パーク 2 4	500	1,981.50	990,750	
明光ネットワークジャパン	100	709.00	70,900	
クレスコ	100	1,546.00	154,600	
フジ・メディア・HD	600	4,113.00	2,467,800	
ラウンドワン	700	1,235.00	864,500	
リゾートトラスト	700	1,733.00	1,213,100	
オービック	1,400	4,161.00	5,825,400	
ジャストシステム	100	3,965.00	396,500	
TDCソフト	100	994.00	99,400	
L I N Eヤフー	11,400	445.40	5,077,560	
ビー・エム・エル	100	3,655.00	365,500	
トレンドマイクロ	400	6,277.00	2,510,800	
IDホールディングス	100	1,107.00	110,700	
リソー教育グループ	200	206.00	41,200	
日本オラクル	100	8,680.00	868,000	
フューチャー	200	1,730.00	346,000	
ユー・エス・エス	1,400	1,982.50	2,775,500	
オービックビジネスC	100	6,543.00	654,300	
アイティフォー	100	1,690.00	169,000	
サイバーエージェント	1,700	1,495.50	2,542,350	
楽天グループ	6,000	803.20	4,819,200	
SBIグローバルアセット	100	577.00	57,700	
テー・オー・ダブリュー	100	335.00	33,500	
大塚商会	800	2,893.50	2,314,800	
サイボウズ	100	2,602.00	260,200	
電通総研	300	2,702.00	810,600	
デジタルガレージ	100	2,122.00	212,200	
イーエムシステムズ	100	503.00	50,300	
ウェザーニューズ	100	1,980.00	198,000	
C I J	200	502.00	100,400	
ビジネスエンジニアリング	100	1,105.00	110,500	
WOWOW	100	1,023.00	102,300	

スカラ	100	335.00	33,500	
フルキャストホールディングス	100	1,602.00	160,200	
エン	100	1,216.00	121,600	
あすか製薬HD	100	2,259.00	225,900	
サワイグループHD	400	1,673.00	669,200	
富士フイルムHLDGS	4,500	3,586.00	16,137,000	
コニカミノルタ	1,700	584.20	993,140	
資 生 堂	1,400	2,755.00	3,857,000	
ライオン	800	1,671.50	1,337,200	
高砂香料	300	1,161.00	348,300	
ミルボン	100	2,774.00	277,400	
コーセーホールディングス	200	5,218.00	1,043,600	
コタ	100	1,184.00	118,400	
ポーラ・オルビスHD	400	1,308.50	523,400	
ノエビアホールディングス	100	4,530.00	453,000	
エステー	100	1,517.00	151,700	
コ ニ シ	200	1,451.00	290,200	
長谷川香料	100	3,225.00	322,500	
小林製薬	200	5,545.00	1,109,000	
荒川化学工業	100	2,272.00	227,200	
メック	100	9,240.00	924,000	
J C U	100	7,000.00	700,000	
デクセリアルズ	600	4,139.00	2,483,400	
アース製薬	100	4,685.00	468,500	
北興化学	100	2,082.00	208,200	
クミアイ化学	300	723.00	216,900	
日本農薬	100	1,014.00	101,400	
ニチレキグループ	100	2,117.00	211,700	
J X 金属	2,900	3,962.00	11,489,800	
出光興産	3,000	1,240.00	3,720,000	
ENEOSホールディングス	10,400	1,252.00	13,020,800	
コスモエネルギーHLDGS	400	3,861.00	1,544,400	
ANYCOLOR	100	2,410.00	241,000	
日本ビジネスシステムズ	100	1,563.00	156,300	
テスホールディングス	200	791.00	158,200	
インフロニアHD	800	2,844.50	2,275,600	
横浜ゴム	400	7,564.00	3,025,600	
TOYO TIRE	500	3,905.00	1,952,500	
ブリヂストン	4,000	3,569.00	14,276,000	
住友ゴム	800	2,214.00	1,771,200	

藤倉コンポジット	100	2,584.00	258,400	
ニッタ	100	6,310.00	631,000	
三ツ星ベルト	100	3,955.00	395,500	
バンドー化学	100	2,240.00	224,000	
A G C	700	6,426.00	4,498,200	
日本板硝子	400	482.00	192,800	
有沢製作所	100	2,507.00	250,700	
日本電気硝子	200	5,927.00	1,185,400	
住友大阪セメント	100	5,405.00	540,500	
太平洋セメント	500	3,904.00	1,952,000	
日本ヒューム	100	1,036.00	103,600	
日本コンクリート	100	340.00	34,000	
三谷セキサン	100	1,721.00	172,100	
アジアパイルHD	100	1,490.00	149,000	
東海カーボン	700	1,671.50	1,170,050	
東洋炭素	100	7,080.00	708,000	
ノリタケ	200	3,640.00	728,000	
T O T O	500	8,059.00	4,029,500	
NGK	800	7,061.00	5,648,800	
日本特殊陶業	600	10,425.00	6,255,000	
品川リフラ	100	1,962.00	196,200	
フジミインコーポレーテッド	200	4,165.00	833,000	
ニチアス	600	3,709.00	2,225,400	
日本製鉄	20,700	550.20	11,389,140	
神戸製鋼所	1,500	1,860.00	2,790,000	
中山製鋼所	200	630.00	126,000	
J F Eホールディングス	2,500	1,623.00	4,057,500	
東京製鐵	200	1,717.00	343,400	
ARCHION	1,100	313.00	344,300	
共英製鋼	100	1,807.00	180,700	
大和工業	100	12,410.00	1,241,000	
東京鐵鋼	100	1,911.00	191,100	
GMSグループ	100	360.00	36,000	
ヨドコウ	400	1,312.00	524,800	
中部鋼鈑	100	2,046.00	204,600	
丸一鋼管	800	1,783.50	1,426,800	
モリ工業	100	943.00	94,300	
MIRAINIホールディング	100	2,266.00	226,600	
大同特殊鋼	500	2,509.50	1,254,750	
日本冶金工	100	4,925.00	492,500	

愛知製鋼	100	3,025.00	302,500	
大平洋金属	100	2,259.00	225,900	
新日本電工	400	427.00	170,800	
栗本鉄工所	200	1,453.00	290,600	
日本製鋼所	200	7,815.00	1,563,000	
三菱製鋼	100	2,107.00	210,700	
日本精線	100	1,438.00	143,800	
エンビプロHD	100	800.00	80,000	
大紀アルミニウム	100	1,472.00	147,200	
日本軽金属HD	200	2,707.00	541,400	
三井金属	200	36,460.00	7,292,000	
東邦亜鉛	100	831.00	83,100	
三菱マテリアル	500	4,087.00	2,043,500	
住友鉱山	1,000	7,275.00	7,275,000	
DOWAホールディングス	200	8,376.00	1,675,200	
古河機金	100	3,585.00	358,500	
大阪チタニウム	100	2,532.00	253,200	
U A C J	500	2,524.00	1,262,000	
前澤ホールディングス	100	1,517.00	151,700	
古河電工	2,500	3,725.00	9,312,500	
住友電工	10,500	2,582.00	27,111,000	
フジクラ	5,900	5,150.00	30,385,000	
SWC C	100	11,710.00	1,171,000	
リョービ	100	2,531.00	253,100	
AREホールディングス	300	2,953.00	885,900	
東洋製罐グループHD	400	4,027.00	1,610,800	
ギフトィグループ	100	1,006.00	100,600	
横河ブリッジHLDGS	100	2,858.00	285,800	
三和ホールディングス	700	3,670.00	2,569,000	
文化シヤッター	200	1,916.00	383,200	
三協立山	100	649.00	64,900	
アルインコ	100	1,098.00	109,800	
L I X I L	1,200	1,838.50	2,206,200	
ノーリツ	100	2,305.00	230,500	
長府製作所	100	1,967.00	196,700	
リンナイ	400	3,561.00	1,424,400	
ユニプレス	100	1,258.00	125,800	
日東精工	100	786.00	78,600	
岡 部	100	901.00	90,100	
ジーテクト	100	2,080.00	208,000	

東 プ レ	100	2,594.00	259,400	
高周波熱錬	100	1,313.00	131,300	
サンコール	100	1,569.00	156,900	
パイオラックス	100	1,651.00	165,100	
エイチワン	100	1,618.00	161,800	
日本発条	600	3,816.00	2,289,600	
三浦工業	300	3,211.00	963,300	
タ ク マ	200	3,480.00	696,000	
Gunosy	100	463.00	46,300	
ジャパンマテリアル	200	2,657.00	531,400	
ベクトル	100	1,982.00	198,200	
チャームケアコーポレーション	100	1,360.00	136,000	
I B J	100	847.00	84,700	
バリューHR	100	1,509.00	150,900	
M&Aキャピタルパートナー	100	3,610.00	361,000	
シグマクシス・ホールディング	200	569.00	113,800	
ウィルグループ	100	1,068.00	106,800	
リクルートホールディングス	5,300	12,240.00	64,872,000	
エラン	100	761.00	76,100	
ツ ガ ミ	200	7,810.00	1,562,000	
オークマ	100	5,080.00	508,000	
芝浦機械	100	4,770.00	477,000	
アマダ	1,000	3,013.00	3,013,000	
アイダエンジニア	100	1,180.00	118,000	
F U J I	300	8,248.00	2,474,400	
牧野フライス	100	14,960.00	1,496,000	
オーエスジー	300	3,777.00	1,133,100	
旭ダイヤモンド	200	1,186.00	237,200	
DMG森精機	500	3,755.00	1,877,500	
ソディック	200	1,900.00	380,000	
ディスコ	400	72,560.00	29,024,000	
日進工具	100	965.00	96,500	
富士ダイス	100	990.00	99,000	
日本郵政	6,200	2,319.50	14,380,900	
ベルシステム24HLDGS	100	1,358.00	135,800	
鎌倉新書	100	521.00	52,100	
エアトリ	100	870.00	87,000	
アトラエ	100	805.00	80,500	
ストライクグループ	100	1,341.00	134,100	
インソース	200	625.00	125,000	

リケンN P R	100	3,905.00	390,500	
島精機製作所	100	910.00	91,000	
オプトラン	100	3,620.00	362,000	
フリーー	100	1,395.00	139,500	
ヤマシンフィルタ	200	508.00	101,600	
日阪製作所	100	1,723.00	172,300	
やまびこ	100	3,780.00	378,000	
野村マイクロ・サイエンス	100	4,625.00	462,500	
平田機工	100	3,075.00	307,500	
P E G A S U S	100	545.00	54,500	
マルマエ	100	2,215.00	221,500	
ナブテスコ	400	5,428.00	2,171,200	
三井海洋開発	200	9,871.00	1,974,200	
レオン自動機	100	1,520.00	152,000	
SMC	200	75,570.00	15,114,000	
ホソカワミクロン	100	5,040.00	504,000	
瑞 光	100	899.00	89,900	
オイレス工業	100	2,871.00	287,100	
サトー	100	2,395.00	239,500	
技研製作所	100	1,885.00	188,500	
ワイエイシイホールディングス	100	1,281.00	128,100	
小松製作所	3,600	6,395.00	23,022,000	
住友重機械	400	5,284.00	2,113,600	
日立建機	300	5,247.00	1,574,100	
日 工	100	951.00	95,100	
巴工業	100	1,901.00	190,100	
井関農機	100	1,815.00	181,500	
T O W A	300	3,130.00	939,000	
ローツェ	400	4,655.00	1,862,000	
ハーモニック・ドライブ・シス	200	7,880.00	1,576,000	
クボタ	3,800	2,713.50	10,311,300	
荏原実業	100	2,424.00	242,400	
東洋エンジニア	200	1,937.00	387,400	
三菱化工機	100	3,555.00	355,500	
月島ホールディングス	100	2,677.00	267,700	
新東工業	200	1,224.00	244,800	
渋谷工業	100	4,305.00	430,500	
アイチ コーポレーション	100	1,403.00	140,300	
小森コーポレーション	200	1,603.00	320,600	
鶴見製作所	100	2,268.00	226,800	

荏原製作所	1,500	6,127.00	9,190,500	
西島製作所	100	2,964.00	296,400	
A I R M A N	100	1,915.00	191,500	
ダイキン工業	1,000	25,110.00	25,110,000	
オルガノ	100	15,910.00	1,591,000	
トーヨーカネツ	100	2,465.00	246,500	
栗田工業	400	9,105.00	3,642,000	
椿本チエイン	300	2,622.00	786,600	
日 機 装	200	3,700.00	740,000	
木村化工機	100	1,189.00	118,900	
レイズネクスト	100	2,434.00	243,400	
アネスト岩田	100	1,760.00	176,000	
ダイフク	1,300	6,867.00	8,927,100	
タダノ	400	1,266.00	506,400	
C K D	200	7,230.00	1,446,000	
平和	200	2,023.00	404,600	
理想科学工業	100	1,027.00	102,700	
S A N K Y O	700	1,650.50	1,155,350	
日本金銭機械	100	1,083.00	108,300	
マースグループHLDGS	100	3,095.00	309,500	
ガリレイホールディングス	100	3,340.00	334,000	
竹内製作所	100	7,130.00	713,000	
ア マ ノ	200	3,747.00	749,400	
J U K I	100	541.00	54,100	
ジャノメ	100	1,346.00	134,600	
ブラザー工業	900	3,735.00	3,361,500	
マックス	400	1,710.00	684,000	
モリタホールディングス	100	2,395.00	239,500	
グローリー	200	4,215.00	843,000	
新晃工業	200	1,258.00	251,600	
だいわ	100	1,669.00	166,900	
セガサミーホールディングス	600	2,400.00	1,440,000	
T P R	200	1,405.00	281,000	
ツバキ・ナカシマ	200	421.00	84,200	
ホシザキ	500	5,530.00	2,765,000	
大豊工業	100	1,083.00	108,300	
日本精工	1,400	1,158.00	1,621,200	
N T N	2,000	390.10	780,200	
ジェイテクト	700	2,110.00	1,477,000	
不 二 越	100	6,280.00	628,000	

ミネベアミツミ	1,300	4,381.00	5,695,300	
日本トムソン	200	2,076.00	415,200	
T H K	400	7,688.00	3,075,200	
YUSHIN	100	681.00	68,100	
前澤給装工業	100	1,572.00	157,200	
イーグル工業	100	2,879.00	287,900	
P I L L A R	100	10,130.00	1,013,000	
キット	300	2,400.00	720,000	
日 立	18,700	4,700.00	87,890,000	
三菱電機	8,200	5,827.00	47,781,400	
富士電機	500	13,030.00	6,515,000	
安川電機	800	6,972.00	5,577,600	
シンフォニア テクノロジー	100	14,930.00	1,493,000	
明 電 舎	100	9,070.00	907,000	
山洋電気	100	6,080.00	608,000	
デンヨー	100	3,550.00	355,000	
PHCホールディングス	100	1,051.00	105,100	
KOKUSAI ELECTRIC	900	10,840.00	9,756,000	
ソシオネクスト	600	2,850.00	1,710,000	
ベイカレント	600	6,692.00	4,015,200	
アイモバイル	100	518.00	51,800	
ジャパンエレベーターSHD	600	1,826.50	1,095,900	
オープングループ	100	219.00	21,900	
三桜工業	100	884.00	88,400	
マキタ	900	5,603.00	5,042,700	
東芝テック	100	2,971.00	297,100	
芝浦メカトロニクス	200	5,790.00	1,158,000	
マブチモーター	700	1,610.50	1,127,350	
ダブル・スコープ	300	177.00	53,100	
ダイヘン	100	15,590.00	1,559,000	
ヤーマン	100	750.00	75,000	
J V C ケンウッド	600	1,131.00	678,600	
ミマキエンジニアリング	100	2,100.00	210,000	
大崎電気	100	1,479.00	147,900	
オムロン	600	6,010.00	3,606,000	
日東工業	100	4,575.00	457,500	
I D E C	100	3,320.00	332,000	
ジーエス・ユアサ コーポ	300	6,178.00	1,853,400	
日本電気	4,900	4,333.00	21,231,700	
富 士 通	6,800	3,347.00	22,759,600	

沖 電 気	400	3,375.00	1,350,000	
サンケン電気	100	10,680.00	1,068,000	
ルネサスエレクトロニクス	7,200	4,762.00	34,286,400	
セイコーエプソン	900	2,869.00	2,582,100	
ワコム	400	783.00	313,200	
アルバック	200	9,994.00	1,998,800	
E I Z O	100	2,677.00	267,700	
ジャパンディスプレイ	4,700	52.00	244,400	
日本信号	200	1,631.00	326,200	
京三製作所	200	897.00	179,400	
能美防災	100	4,300.00	430,000	
ホーチキ	200	2,030.00	406,000	
エレコム	200	1,819.00	363,800	
パナソニック ホールディング	8,800	4,480.00	39,424,000	
シャープ	900	648.30	583,470	
アンリツ	500	4,262.00	2,131,000	
ソニーグループ	24,700	3,359.00	82,967,300	
T D K	6,400	3,389.00	21,689,600	
タムラ製作所	300	917.00	275,100	
アルプスアルパイン	600	2,081.50	1,248,900	
日本電波工業	100	3,345.00	334,500	
メイコー	100	26,160.00	2,616,000	
フオスター電機	100	2,849.00	284,900	
ヨコオ	100	5,030.00	503,000	
ホシデン	100	2,831.00	283,100	
ヒロセ電機	100	27,685.00	2,768,500	
日本航空電子	200	2,355.00	471,000	
T O A	100	1,610.00	161,000	
マクセル	100	2,087.00	208,700	
古野電気	100	6,390.00	639,000	
スミダコーポレーション	100	1,367.00	136,700	
横河電機	800	5,559.00	4,447,200	
アズビル	1,800	1,689.00	3,040,200	
日本光電工業	600	1,499.50	899,700	
チ ノ ー	100	1,626.00	162,600	
日本電子材料	100	7,330.00	733,000	
堀場製作所	100	27,800.00	2,780,000	
アドバンテスト	2,200	29,830.00	65,626,000	
エスベック	100	3,900.00	390,000	
キーエンス	700	76,970.00	53,879,000	

シスメックス	1,900	1,531.00	2,908,900	
日本マイクロニクス	100	16,700.00	1,670,000	
デンソー	7,200	1,933.50	13,921,200	
コーセル	100	1,381.00	138,100	
イリソ電子工業	100	2,879.00	287,900	
オプテックスグループ	100	3,770.00	377,000	
レーザーテック	300	44,380.00	13,314,000	
スタンレー電気	300	3,512.00	1,053,600	
ウシオ電機	300	4,363.00	1,308,900	
日本セラミック	100	3,785.00	378,500	
山一電機	100	9,230.00	923,000	
図 研	100	4,745.00	474,500	
日本電子	200	7,874.00	1,574,800	
カ シ オ	600	1,875.00	1,125,000	
ファナック	3,500	7,156.00	25,046,000	
日本シイエムケイ	200	657.00	131,400	
大真空	100	837.00	83,700	
ロ ー ム	1,400	5,600.00	7,840,000	
浜松ホトニクス	1,100	2,508.50	2,759,350	
三井ハイテック	400	977.00	390,800	
京 セ ラ	4,300	3,720.00	15,996,000	
太陽誘電	400	14,730.00	5,892,000	
村田製作所	7,000	9,860.00	69,020,000	
双葉電子工業	200	568.00	113,600	
日東電工	2,200	3,193.00	7,024,600	
東海理化電機	200	3,025.00	605,000	
ニチコン	200	3,510.00	702,000	
日本ケミコン	100	3,965.00	396,500	
K O A	100	2,617.00	261,700	
三井E & S	400	4,579.00	1,831,600	
カナデビア	600	1,236.00	741,600	
三菱重工業	13,900	3,818.00	53,070,200	
川崎重工業	2,800	2,779.50	7,782,600	
I H I	3,900	2,810.50	10,960,950	
名村造船所	200	3,800.00	760,000	
アンビスホールディングス	200	375.00	75,000	
カーブスホールディングス	200	921.00	184,200	
ユニソルホールディングス	100	2,515.00	251,500	
ヤマエグループHD	100	3,030.00	303,000	
日産自動車	11,300	310.50	3,508,650	

いすゞ自動車	1,900	2,349.00	4,463,100	
トヨタ自動車	39,200	2,823.00	110,661,600	
三菱自動車工業	2,800	361.80	1,013,040	
武蔵精密工業	200	3,640.00	728,000	
日産車体	100	932.00	93,200	
新明和工業	200	1,971.00	394,200	
極東開発工業	100	2,258.00	225,800	
トピー工業	100	2,859.00	285,900	
ティラド	100	1,478.00	147,800	
曙ブレーキ	500	110.00	55,000	
タチエス	100	2,146.00	214,600	
N O K	300	2,910.50	873,150	
フタバ産業	200	971.00	194,200	
カヤバ	100	4,115.00	411,500	
市光工業	200	513.00	102,600	
大同メタル工業	100	1,395.00	139,500	
プレス工業	300	808.00	242,400	
アイシン	1,800	2,290.50	4,122,900	
マ ツ ダ	2,400	1,117.50	2,682,000	
本田技研	13,700	1,495.50	20,488,350	
スズキ	5,400	2,036.00	10,994,400	
SUBARU	2,200	2,492.50	5,483,500	
ヤマハ発動機	3,600	1,243.50	4,476,600	
小糸製作所	800	2,557.00	2,045,600	
エクセディ	100	5,930.00	593,000	
ミツバ	100	1,172.00	117,200	
豊田合成	200	5,084.00	1,016,800	
愛三工業	100	2,401.00	240,100	
ヨ ロ ズ	100	875.00	87,500	
エフ・シー・シー	100	3,500.00	350,000	
シマノ	300	16,975.00	5,092,500	
テイ・エス テック	300	1,741.00	522,300	
ダイレクトマーケティングミクス	100	352.00	35,200	
LITALICO	100	1,645.00	164,500	
小 野 建	100	1,385.00	138,500	
ノ ジ マ	800	1,323.00	1,058,400	
カッパ・クリエイト	100	1,514.00	151,400	
コンドーテック	100	1,551.00	155,100	
ナガイレーベン	100	1,749.00	174,900	
良品計画	1,700	3,623.00	6,159,100	

松田産業	100	5,690.00	569,000	
第一興商	300	1,747.00	524,100	
メディパルHD	800	2,636.00	2,108,800	
S P K	100	1,376.00	137,600	
アズワン	200	2,417.00	483,400	
シモジマ	100	1,376.00	137,600	
ドウシシャ	100	2,922.00	292,200	
高速	100	3,845.00	384,500	
G-7ホールディングス	100	1,402.00	140,200	
イオン北海道	200	848.00	169,600	
コ ジ マ	200	1,268.00	253,600	
コーナン商事	100	4,085.00	408,500	
ワタミ	100	932.00	93,200	
システムソフト	300	49.00	14,700	
パンパシフィックHD	7,900	850.40	6,718,160	
丸文	100	1,686.00	168,600	
西松屋チェーン	200	2,011.00	402,200	
ゼンショーホールディングス	400	8,793.00	3,517,200	
ハピネット	100	3,110.00	311,000	
幸楽苑	100	1,111.00	111,100	
日本ライフライン	200	1,363.00	272,600	
サイゼリヤ	100	5,640.00	564,000	
タカショー	100	399.00	39,900	
V Tホールディングス	300	470.00	141,000	
アルゴグラフィックス	300	1,304.00	391,200	
I D O M	200	1,390.00	278,000	
日本エム・ディ・エム	100	944.00	94,400	
ユナイテッドアローズ	100	2,421.00	242,100	
ダイトロン	100	3,560.00	356,000	
ハイデイ日高	100	2,731.00	273,100	
シークス	100	1,341.00	134,100	
コロワイド	400	1,887.00	754,800	
オーハシテクニカ	100	1,150.00	115,000	
壺番屋	300	900.00	270,000	
スギホールディングス	400	2,922.00	1,168,800	
島津製作所	1,000	4,140.00	4,140,000	
J M S	100	471.00	47,100	
東京計器	100	6,360.00	636,000	
東京精密	100	18,905.00	1,890,500	
マニー	300	1,695.00	508,500	

ニコン	900	2,232.50	2,009,250	
オリンパス	4,000	1,753.50	7,014,000	
理研計器	100	3,505.00	350,500	
SCREENホールディングス	500	18,150.00	9,075,000	
タムロン	400	1,143.00	457,200	
HOYA	1,400	24,975.00	34,965,000	
ノーリツ銅機	200	1,998.00	399,600	
A&Dホロンホールディングス	100	2,922.00	292,200	
朝日インテック	900	3,573.00	3,215,700	
キャノン	3,300	4,340.00	14,322,000	
リコー	1,700	1,497.00	2,544,900	
シチズン時計	600	2,331.00	1,398,600	
メニコン	300	1,663.00	498,900	
トランザクション	100	1,369.00	136,900	
ニホンフラッシュ	100	721.00	72,100	
前田工織	200	1,849.00	369,800	
アートネイチャー	100	869.00	86,900	
フルヤ金属	100	7,390.00	739,000	
バンダイナムコHLDGS	2,000	4,017.00	8,034,000	
SHOEI	200	1,826.00	365,200	
フランスベッドHLDGS	100	1,257.00	125,700	
マーベラス	100	445.00	44,500	
パイロットコーポレーション	300	1,768.00	530,400	
エイベックス	100	1,256.00	125,600	
フジシールインターナショナル	100	2,956.00	295,600	
タカラトミー	400	3,322.00	1,328,800	
広済堂ホールディングス	300	558.00	167,400	
レック	100	964.00	96,400	
三光合成	100	767.00	76,700	
プロネクサス	100	1,142.00	114,200	
TOPPANホールディングス	900	5,201.00	4,680,900	
大日本印刷	1,600	3,168.00	5,068,800	
共同印刷	100	1,628.00	162,800	
NISSHA	100	1,331.00	133,100	
ZACROS	200	1,320.00	264,000	
アシックス	2,800	4,579.00	12,821,200	
ニチハ	100	2,930.00	293,000	
ローランド	100	4,030.00	403,000	
エフピコ	100	2,519.00	251,900	
小松ウオール工業	100	2,601.00	260,100	

ヤマハ	1,100	1,180.50	1,298,550	
クリナップ	100	943.00	94,300	
ビジョン	400	2,060.50	824,200	
キングジム	100	772.00	77,200	
象印マホービン	200	1,393.00	278,600	
リンテック	200	6,560.00	1,312,000	
信越ポリマー	200	2,442.00	488,400	
イトーキ	200	2,810.00	562,000	
任 天 堂	4,600	7,030.00	32,338,000	
三菱鉛筆	100	2,696.00	269,600	
松 風	100	2,086.00	208,600	
タカラスタANDARD	200	3,055.00	611,000	
コ ク ヨ	1,500	842.60	1,263,900	
ナカバヤシ	100	572.00	57,200	
ニ フ コ	300	5,089.00	1,526,700	
グローブライド	100	2,392.00	239,200	
オカムラ	200	2,273.00	454,600	
バルカー	100	6,780.00	678,000	
伊 藤 忠	26,200	1,884.00	49,360,800	
丸 紅	6,000	4,879.00	29,274,000	
スクロール	100	1,715.00	171,500	
ヨンドシーホールディングス	100	2,043.00	204,300	
長瀬産業	1,300	1,149.50	1,494,350	
豊田通商	2,300	6,034.00	13,878,200	
オンワードホールディングス	400	722.00	288,800	
三共生興	100	813.00	81,300	
兼 松	700	2,065.00	1,445,500	
美 津 濃	200	3,515.00	703,000	
三井物産	11,100	4,556.00	50,571,600	
日本紙パルプ	400	1,095.00	438,000	
東京エレクトロン	1,600	72,940.00	116,704,000	
カメイ	100	3,640.00	364,000	
スターゼン	200	1,287.00	257,400	
セイコーグループ	200	7,510.00	1,502,000	
山 善	200	1,723.00	344,600	
椿本興業	100	2,809.00	280,900	
住友商事	18,400	1,555.50	28,621,200	
B I P R O G Y	200	4,567.00	913,400	
内田洋行	200	2,096.00	419,200	
三菱商事	14,300	4,409.00	63,048,700	

第一実業	100	3,330.00	333,000	
キヤノンマーケティングJPN	400	3,485.00	1,394,000	
西華産業	100	2,682.00	268,200	
佐藤商事	100	2,990.00	299,000	
東京産業	100	830.00	83,000	
Y U A S A	100	5,470.00	547,000	
神鋼商事	100	2,452.00	245,200	
阪和興業	600	1,728.00	1,036,800	
正栄食品	100	4,190.00	419,000	
カナデン	100	2,531.00	253,100	
R Y O D E N	100	3,920.00	392,000	
ニプロ	600	1,546.50	927,900	
岩谷産業	800	1,973.50	1,578,800	
アステナホールディングス	100	525.00	52,500	
三愛オブリ	200	2,174.00	434,800	
稲畑産業	200	3,920.00	784,000	
明和産業	100	910.00	91,000	
ゴールドウイン	400	2,241.50	896,600	
ユニ・チャーム	4,600	943.00	4,337,800	
ワ キ タ	100	1,820.00	182,000	
東邦ホールディングス	200	3,966.00	793,200	
サンゲツ	200	2,990.00	598,000	
ミツウロコグループ	100	2,139.00	213,900	
伊藤忠エネクス	200	2,039.00	407,800	
サンリオ	3,900	1,142.50	4,455,750	
新光商事	100	1,588.00	158,800	
トーホー	100	1,341.00	134,100	
東陽テクニカ	100	1,964.00	196,400	
モスフード サービス	100	3,745.00	374,500	
加賀電子	100	4,260.00	426,000	
ソーダニツカ	100	1,152.00	115,200	
木曽路	100	2,372.00	237,200	
SRSホールディングス	100	1,264.00	126,400	
千 趣 会	200	109.00	21,800	
リテールパートナーズ	100	1,362.00	136,200	
J o s h i n	100	3,470.00	347,000	
日本瓦斯	400	2,820.50	1,128,200	
ロイヤルホールディングス	300	1,251.00	375,300	
チヨダ	100	997.00	99,700	
ライフコーポレーション	100	2,426.00	242,600	

リンガーハット	100	2,201.00	220,100	
MrMa xHD	100	777.00	77,700	
AOKIホールディングス	200	1,670.00	334,000	
オークワ	100	783.00	78,300	
コメリ	100	3,460.00	346,000	
青山商事	500	707.00	353,500	
しまむら	500	3,318.00	1,659,000	
高 島 屋	1,100	2,291.00	2,520,100	
松 屋	100	1,728.00	172,800	
エイチ・ツー・オーリテイリング	400	2,797.00	1,118,800	
丸井グループ	500	2,931.50	1,465,750	
アクシアル リテイリング	200	1,170.00	234,000	
イオン	9,200	1,377.00	12,668,400	
イ ズ ミ	400	981.00	392,400	
平 和 堂	100	2,551.00	255,100	
フ ジ	100	1,971.00	197,100	
ゼビオホールディングス	100	1,091.00	109,100	
ケーズホールディングス	500	1,803.50	901,750	
PAL TAC	100	6,646.00	664,600	
三谷産業	100	710.00	71,000	
三井不動産	10,500	1,511.00	15,865,500	
三菱地所	4,400	4,179.00	18,387,600	
平和不動産	100	2,356.00	235,600	
東京建物	700	3,348.00	2,343,600	
京阪神ビルディング	200	1,162.00	232,400	
住友不動産	2,100	3,762.00	7,900,200	
テーオーシー	100	947.00	94,700	
レオパレス 2 1	600	666.00	399,600	
スターツコーポレーション	100	4,735.00	473,500	
フジ住宅	100	773.00	77,300	
空港施設	100	979.00	97,900	
明和地所	100	823.00	82,300	
リログループ	300	2,089.00	626,700	
日神グループHLDGS	100	663.00	66,300	
エスコン	200	1,119.00	223,800	
MIRARTHホールディング	500	411.00	205,500	
ランド	4,700	10.00	47,000	
カチタス	200	3,235.00	647,000	
東祥	100	777.00	77,700	
トーセイ	200	1,747.00	349,400	

サンフロンティア不動産	100	2,499.00	249,900	
FJネクストホールディングス	100	1,826.00	182,600	
グランディハウス	100	537.00	53,700	
東武鉄道	800	2,915.50	2,332,400	
相鉄ホールディングス	300	2,524.50	757,350	
東急	1,900	1,702.50	3,234,750	
京浜急行	800	1,543.50	1,234,800	
小田急電鉄	1,100	1,699.50	1,869,450	
京王電鉄	1,600	746.00	1,193,600	
京成電鉄	1,300	1,232.00	1,601,600	
富士急行	100	2,509.00	250,900	
東日本旅客鉄道	4,100	3,478.00	14,259,800	
西日本旅客鉄道	1,800	2,886.50	5,195,700	
東海旅客鉄道	3,000	3,621.00	10,863,000	
東京地下鉄	1,200	1,439.50	1,727,400	
西武ホールディングス	800	3,525.00	2,820,000	
鴻池運輸	100	2,782.00	278,200	
西日本鉄道	200	2,993.00	598,600	
ハマキョウレックス	200	1,830.00	366,000	
サカイ引越センター	100	2,899.00	289,900	
近鉄グループHLDGS	800	3,456.00	2,764,800	
阪急阪神HLDGS	1,000	4,602.00	4,602,000	
NANKA I	300	2,912.50	873,750	
京阪ホールディングス	400	3,183.00	1,273,200	
名古屋鉄道	800	1,859.50	1,487,600	
山陽電鉄	100	1,990.00	199,000	
ヤマトホールディングス	900	1,944.00	1,749,600	
山 九	200	8,694.00	1,738,800	
センコーグループHLDGS	500	2,052.00	1,026,000	
ニッコンホールディングス	300	5,419.00	1,625,700	
福山通運	100	5,640.00	564,000	
セイノーホールディングス	400	2,652.50	1,061,000	
AZ-COM丸和ホールディ	200	825.00	165,000	
日本郵船	1,500	5,286.00	7,929,000	
商船三井	1,400	5,324.00	7,453,600	
川崎汽船	1,600	2,526.50	4,042,400	
飯野海運	300	1,466.00	439,800	
九州旅客鉄道	600	3,544.00	2,126,400	
SGホールディングス	1,200	1,570.50	1,884,600	
NIPPON EXPRESS	700	5,323.00	3,726,100	

日本航空	1,700	2,944.50	5,005,650	
ANAホールディングス	2,000	3,016.00	6,032,000	
サンウェルズ	100	155.00	15,500	
TREホールディングス	200	2,144.00	428,800	
GENKY DRUGSTORES	100	3,760.00	376,000	
コア商事HLDGS	100	783.00	78,300	
KPPグループホールディン	200	1,032.00	206,400	
ブックオフGHD	100	2,084.00	208,400	
三菱倉庫	800	1,572.00	1,257,600	
三井倉庫HOLD	200	3,487.00	697,400	
住友倉庫	200	3,865.00	773,000	
渋沢倉庫	100	1,869.00	186,900	
ヤマタネ	100	2,100.00	210,000	
乾汽船	100	1,588.00	158,800	
日本トランスシティ	200	1,211.00	242,200	
安田倉庫	100	2,453.00	245,300	
N I S S O H D	100	607.00	60,700	
大栄環境	200	3,945.00	789,000	
日本管財ホールディング	100	2,729.00	272,900	
上 組	300	5,175.00	1,552,500	
TBSホールディングス	400	6,370.00	2,548,000	
日本テレビHLDS	600	2,885.00	1,731,000	
朝日放送グループHD	100	831.00	83,100	
テレビ朝日HD	200	3,190.00	638,000	
スカパーJ S A T	500	2,530.00	1,265,000	
ビジョン	200	1,017.00	203,400	
U-NEXT HOLDINGS	200	1,696.00	339,200	
日本通信	600	113.00	67,800	
N T T	203,000	147.60	29,962,800	
K D D I	9,900	2,790.50	27,625,950	
ソフトバンク	119,100	211.40	25,177,740	
光通信	100	37,450.00	3,745,000	
GMOインターネットグループ	200	3,908.00	781,600	
K A D O K A W A	400	3,789.00	1,515,600	
学研ホールディングス	100	1,022.00	102,200	
ゼンリン	100	915.00	91,500	
東京電力HD	6,600	480.40	3,170,640	
中部電力	2,700	3,208.00	8,661,600	
関西電力	4,000	2,268.00	9,072,000	
中国電力	1,300	921.50	1,197,950	

北陸電力	800	900.40	720,320	
東北電力	1,900	1,089.50	2,070,050	
四国電力	700	1,490.50	1,043,350	
九州電力	1,700	1,713.50	2,912,950	
北海道電力	800	969.90	775,920	
沖縄電力	200	913.00	182,600	
電源開発	500	3,612.00	1,806,000	
エフオン	100	327.00	32,700	
イーレックス	200	789.00	157,800	
レノバ	200	923.00	184,600	
東京瓦斯	1,200	5,966.00	7,159,200	
大阪瓦斯	1,300	5,363.00	6,971,900	
東邦瓦斯	1,000	1,205.50	1,205,500	
北海道瓦斯	200	765.00	153,000	
広島ガス	200	422.00	84,400	
西部ガスHLDGS	100	2,328.00	232,800	
静岡ガス	200	1,248.00	249,600	
メタウォーター	100	3,235.00	323,500	
クオーンツ総研ホールディング	100	844.00	84,400	
東 宝	1,900	1,346.00	2,557,400	
エイチ・アイ・エス	200	993.00	198,600	
東 映	100	5,740.00	574,000	
共立メンテナンス	300	2,896.50	868,950	
イチネンホールディングス	100	2,285.00	228,500	
建設技術研究所	100	2,950.00	295,000	
スペース	100	1,448.00	144,800	
アインホールディングス	100	5,585.00	558,500	
燦ホールディングス	100	1,427.00	142,700	
タナベコンサルティンググル	100	766.00	76,600	
ビジネスB太田昭和	100	1,038.00	103,800	
東京都競馬	100	4,840.00	484,000	
カナモト	100	5,130.00	513,000	
D T S	600	1,061.00	636,600	
スクウェア・エニックス・HD	1,200	2,571.50	3,085,800	
シーイーシー	100	2,196.00	219,600	
カプコン	1,500	3,307.00	4,960,500	
ニシオホールディングス	100	4,030.00	403,000	
日本空港ビルデング	300	5,301.00	1,590,300	
トランス・コスモス	100	3,650.00	365,000	
乃村工藝社	300	1,183.00	354,900	

藤田観光	200	1,878.00	375,600	
トーカイ	100	2,416.00	241,600	
セコム	1,400	6,622.00	9,270,800	
アイネス	100	2,183.00	218,300	
丹青社	200	1,390.00	278,000	
メイテックグループホールデ	300	3,174.00	952,200	
TKC	100	3,545.00	354,500	
応用地質	100	2,771.00	277,100	
船井総研ホールディン	300	1,100.00	330,000	
NSD	300	2,660.50	798,150	
コナミグループ	300	18,530.00	5,559,000	
ナック	100	528.00	52,800	
ダイセキ	100	3,950.00	395,000	
トラスコ中山	200	2,319.00	463,800	
ヤマダホールディングス	2,400	650.40	1,560,960	
オートバックスセブン	300	1,486.00	445,800	
モリト	100	1,773.00	177,300	
アー克蘭ズ	200	1,873.00	374,600	
ニトリホールディングス	1,300	2,380.00	3,094,000	
グルメ杵屋	100	964.00	96,400	
ケーユーホールディングス	100	1,178.00	117,800	
吉野家ホールディングス	300	3,406.00	1,021,800	
加藤産業	100	6,110.00	611,000	
イエローハット	200	1,820.00	364,000	
JBCCホールディングス	200	1,409.00	281,800	
JKホールディングス	100	1,463.00	146,300	
サガミホールディングス	100	1,753.00	175,300	
ミロク情報サービス	100	1,817.00	181,700	
杉本商事	100	1,265.00	126,500	
因幡電機産業	400	2,708.50	1,083,400	
王将フードサービス	200	2,915.00	583,000	
ミニストップ	100	1,842.00	184,200	
アークス	100	3,510.00	351,000	
バローホールディングス	100	3,270.00	327,000	
東 テ ク	100	4,065.00	406,500	
ミスミグループ本社	1,100	3,994.00	4,393,400	
ファーストリテイリング	500	82,110.00	41,055,000	
ソフトバンクグループ	14,200	6,370.00	90,454,000	
スズケン	300	4,938.00	1,481,400	
サンドラッグ	200	3,799.00	759,800	

サックスパーホールディング	100	768.00	76,800	
ジェコス	100	1,578.00	157,800	
ベルーナ	200	1,023.00	204,600	
合計			3,403,268,680	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2026年6月30日

I	資産総額	3,483,641,252円
II	負債総額	34,613,722円
III	純資産総額（I－II）	3,449,027,530円
IV	発行済数量	1,287,437口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	2,678.99円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 名義登録と収益分配金の支払い

受託会社は、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に規定する個人番号をいいます。）または法人番号（同法同条に規定する法人番号をいいます。）（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします。）が受託会社に登録されている者（以下「名義登録受益者」といいます。）を当該計算期間終了日における収益分配金受領権者とし、収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(5) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(6) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(7) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(8) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付け、交換有価証券の交付等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2026年6月末日現在

資本金の額 414億2,454万1,896円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 326万657株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：2024年10月1日262億5,026万9,396円増加しました。

b. 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を審議・決定します。

ロ. 商品本部長

商品本部長は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

ハ. 運用会議

運用チームまたは運用チームの戦略における基本的な運用方針を審議・決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認します。

ホ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2026年6月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	68	391,445
追加型株式投資信託	765	45,091,288
株式投資信託 合計	833	45,482,733
単位型公社債投資信託	66	130,695
追加型公社債投資信託	14	1,503,746
公社債投資信託 合計	80	1,634,441
総合計	913	47,117,174

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
3. 財務諸表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	13,153	7,798
有価証券	1,194	652
前払費用	513	717
未収委託者報酬	19,097	23,971
未収収益	110	230
関係会社短期貸付金	70,000	52,400
金銭の信託	-	18,993
その他	94	404
流動資産計	104,164	105,168
固定資産		
有形固定資産	※ 1 61	※ 1 55
建物	0	0
器具備品	59	52
建設仮勘定	0	2
無形固定資産	1,160	1,262
ソフトウェア	1,062	1,167
ソフトウェア仮勘定	97	94
その他	0	1
投資その他の資産	14,856	21,090
投資有価証券	9,348	13,401
関係会社株式	3,414	5,586
出資金	34	34
長期差入保証金	1,049	1,050
繰延税金資産	995	1,007

その他	13	9
固定資産計	16,077	22,408
資産合計	120,241	127,577

(単位:百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	134	148
未払金	6,757	8,109
未払収益分配金	62	80
未払償還金	12	12
未払手数料	6,660	7,935
その他未払金	22	79
未払費用	5,997	7,290
未払法人税等	4,121	4,925
未払消費税等	763	1,437
賞与引当金	1,456	1,738
その他	0	1
流動負債計	19,233	23,651
固定負債		
退職給付引当金	2,300	2,323
役員退職慰労引当金	58	25
固定負債計	2,358	2,348
負債合計	21,592	25,999
純資産の部		
株主資本		
資本金	41,424	41,424
資本剰余金		
資本準備金	37,745	37,745
資本剰余金合計	37,745	37,745
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	17,743	20,341
利益剰余金合計	18,117	20,715
株主資本合計	97,287	99,886

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,361	1,691
評価・換算差額等合計	1,361	1,691
純資産合計	98,649	101,577
負債・純資産合計	120,241	127,577

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	91,634	104,615
その他営業収益	1,233	3,205
営業収益計	92,868	107,820
営業費用		
支払手数料	37,180	41,200
広告宣伝費	1,124	1,129
調査費	13,135	15,770
調査費	1,954	2,312
委託調査費	11,180	13,457
委託計算費	1,957	2,120
営業雑経費	3,114	4,313
通信費	167	165
印刷費	483	472
協会費	57	61
諸会費	18	20
その他営業雑経費	2,388	3,593
営業費用計	56,512	64,534
一般管理費		
給料	7,599	8,495
役員報酬	453	422
給料・手当	5,116	5,773
賞与	572	561
賞与引当金繰入額	1,456	1,738
福利厚生費	1,070	1,132
交際費	108	116
旅費交通費	247	284
租税公課	1,004	1,061
不動産賃借料	1,298	1,318
退職給付費用	349	393

役員退職慰労引当金繰入額	6	7
固定資産減価償却費	444	452
諸経費	2,164	2,777
一般管理費計	14,293	16,042
営業利益	22,061	27,243

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
営業外収益		
投資有価証券売却益	387	383
有価証券償還益	183	294
受取利息	95	247
受取配当金	959	23
雑収入	76	157
営業外収益計	1,703	1,106
営業外費用		
金銭の信託運用損	-	1,006
投資有価証券売却損	176	80
有価証券償還損	4	59
その他	54	24
営業外費用計	235	1,171
経常利益	23,528	27,179
特別利益		
投資有価証券売却益	※ 1 380	-
固定資産売却益	※ 2 110	-
特別利益計	491	-
特別損失		
固定資産売却損	※ 3 101	-
投資有価証券評価損	-	3
特別損失計	101	3
税引前当期純利益	23,918	27,175
法人税、住民税及び事業税	7,763	8,215
法人税等調整額	△ 397	△ 188
法人税等合計	7,366	8,026
当期純利益	16,552	19,149

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	13,048	13,422	40,092
当期変動額						
新株の発行	26,250	26,250	-	-	-	52,500
剰余金の配当	-	-	-	△ 11,858	△ 11,858	△ 11,858
当期純利益	-	-	-	16,552	16,552	16,552
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	26,250	26,250	-	4,694	4,694	57,195
当期末残高	41,424	37,745	374	17,743	18,117	97,287

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,530	1,530	41,623
当期変動額			
新株の発行	-	-	52,500
剰余金の配当	-	-	△ 11,858
当期純利益	-	-	16,552
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 168	△ 168	△ 168
当期変動額合計	△ 168	△ 168	57,026
当期末残高	1,361	1,361	98,649

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	41,424	37,745	374	17,743	18,117	97,287
当期変動額						
新株の発行	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	△ 16,551	△ 16,551	△ 16,551
当期純利益	-	-	-	19,149	19,149	19,149
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	2,598	2,598	2,598
当期末残高	41,424	37,745	374	20,341	20,715	99,886

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,361	1,361	98,649
当期変動額			
新株の発行	-	-	-
剰余金の配当	-	-	△ 16,551
当期純利益	-	-	19,149
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	329	329	329
当期変動額合計	329	329	2,927
当期末残高	1,691	1,691	101,577

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（2）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

（2）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（2）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員及び参与についても当事業年度末要支給額を計上しております。

（3）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

（重要な会計上の見積り）

該当事項はありません。

（未適用の会計基準等）

リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1)概要

IFRS第16号の主要な定めを採り入れた新リース会計基準であります。借手の会計処理として、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)**(損益計算書関係)**

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「雑収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映するため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」の「その他」に表示していた76百万円は、「雑収入」76百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)**※ 1 有形固定資産の減価償却累計額**

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
建物	40百万円	41百万円
器具備品	269百万円	281百万円

2 保証債務**前事業年度(2025年3月31日)**

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務2,341百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(2026年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務2,598百万円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)**※ 1 投資有価証券売却益の項目**

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
投資有価証券売却益		
非上場株式	380百万円	一百万円

※2 固定資産売却益の項目

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
固定資産売却益		
美術品	83百万円	一百万円
ゴルフ会員権	26百万円	一百万円

※3 固定資産売却損の項目

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
固定資産売却損		
美術品	85百万円	一百万円
ゴルフ会員権	15百万円	一百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	652	—	3,260
合 計	2,608	652	—	3,260

2024年10月1日付で株式会社かんぽ生命保険より第三者割当増資に係る払込を受け、株式を発行しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月19日 定時株主総会	普通株式	11,858	4,546	2024年 3月31日	2024年 6月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|-------------|------------|
| ① 剰余金の配当の総額 | 16,551百万円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当額 | 5,076円 |
| ④ 基準日 | 2025年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 2025年6月20日 |

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	3,260	—	—	3,260
合 計	3,260	—	—	3,260

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月19日 定時株主総会	普通株式	16,551	5,076	2025年 3月31日	2025年 6月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年6月17日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|-------------|------------|
| ① 剰余金の配当の総額 | 19,146百万円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当額 | 5,872円 |
| ④ 基準日 | 2026年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 2026年6月18日 |

(リース取引関係)

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料
1年内 1,037百万円	1年内 1,040百万円
1年超 7,521百万円	1年超 6,511百万円
合計 8,559百万円	合計 7,552百万円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。金銭の信託を通じて保有している証券投資信託につきましては、事業推進目的で保有しており、価格変動リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したことにより発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

（i）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ii）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度(2025年3月31日)

(1)時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	2,230	7,968	—	10,199
金銭の信託	—	—	—	—
資産合計	2,230	7,968	—	10,199

当事業年度(2026年3月31日)

(1)時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	4,710	9,001	—	13,711
金銭の信託	—	18,993	—	18,993
資産合計	4,710	27,995	—	32,705

(2)時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

市場で取得した株式及び上場投資信託は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。当社が保有している証券投資信託のうちレベル1の時価を採用しているもの以外は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、市場における無調整の相場価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としていることから、その時価をレベル2に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸等の取引先金融機関が提供する価格に基づき算定する資産の価格は、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式	342	342
子会社株式	1,386	3,558
関連会社株式	2,027	2,027

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2025年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,386百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2026年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 3,558百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2025年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1)株式	120	55	65
(2)その他	7,230	5,161	2,068
小計	7,350	5,216	2,134
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,848	3,020	△172
小計	2,848	3,020	△172
合計	10,199	8,236	1,962

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 342百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2026年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1)株式	133	55	78
(2)その他	7,886	4,756	3,130
小計	8,020	4,811	3,208
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	5,691	6,430	△739
小計	5,691	6,430	△739
合計	13,711	11,242	2,469

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 342百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1)株式	704	380	-
(2)その他 証券投資信託	3,039	387	176
合計	3,744	767	176

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1)株式	-	-	-
(2)その他 証券投資信託	2,479	383	80
合計	2,479	383	80

4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、証券投資信託について3百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度であります)及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,227百万円	2,300百万円
勤務費用	149	172
退職給付の支払額	△ 166	△ 246
その他	89	97
退職給付債務の期末残高	2,300	2,323

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,300百万円	2,323百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,300	2,323
退職給付引当金	2,300	2,323

貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,300	2,323
-------------------------	-------	-------

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	149百万円	172百万円
その他	8	10
確定給付制度に係る退職給付費用	158	182

(注)その他には、臨時に支払った割増退職金等を含んでおります。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度191百万円、当事業年度211百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	724	732
賞与引当金	340	434
未払事業税	260	323
株式報酬費用	150	136
関係会社株式評価損	87	87
投資有価証券評価損	171	31
出資金評価損	14	14
その他	157	395
繰延税金資産小計	1,907	2,155
評価性引当額	△ 277	△ 136
繰延税金資産合計	1,629	2,018
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 633	△ 1,011
繰延税金負債合計	△ 633	△ 1,011
繰延税金資産の純額	995	1,007

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2025年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度(2026年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税の創設に伴う法人税率等の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。

この税率変更により、繰延税金資産が27百万円増加、法人税等調整額が27百万円減少しております。

（企業結合等関係）

（取得による企業結合）

当社は、2025年6月19日開催の当社取締役会において、投資商品の開発・運用・助言サービスを提供する三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社を子会社化するための資金拠出を行うことを決議し、2025年7月1日付で同社の株式を取得いたしました。

1. 企業結合の概要

（1）被取得企業の名称及び事業内容

名称：三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社

事業内容：投資商品開発・運用・助言事業

（2）企業結合を行った主な理由

オルタナティブ投資に関わる知見やゲートキーパー機能を獲得することで、同領域におけるビジネス展開の足掛かりとするとともに、本件を契機により付加価値の高い事業領域への本格参入に向けて探索を進めるためです。

（3）企業結合日

2025年7月1日（株式取得日）

2025年6月30日（みなし取得日）

（4）企業結合の法的形式

現金による株式の取得

（5）結合後企業の名称

大和かんぽオルタナティブインベストメンツ株式会社

（6）取得した議決権比率

51%

（7）取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためです。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

現金 2,142百万円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 30百万円

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が104,615百万円、その他3,205百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）の5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権 等の所 有(被所 有)割合 (%)	関係内容		取引の内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	(株)大和証券 グループ 本社	東京都 千代田 区	247,397	証券持株 会社業	被所有 80.0	あり	経営管理	資金の貸 付	63,600	関係会 社 短期貸 付金	70,000
								貸付の回 収	17,000	—	—
								利息の受 取 (注1)	89	—	—
その他 の 関係会 社	(株)かんぽ 生命保険	東京都 千代田 区	500,000	生命保険 業	被所有 20.0	あり	投資顧問 契約の締 結	投資顧問 報酬 (注2)	215	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。

なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 投資顧問報酬については市場実勢を勘案して合理的に決定しております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権 等の所 有(被所 有)割合 (%)	関係内容		取引の内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	(株)大和証券 グループ 本社	東京都 千代田 区	247,397	証券持株 会社業	被所有 80.0	あり	経営管理	資金の貸 付 貸付の回 収 利息の受 取 (注1)	20,800 38,400 236	関係会 社 短期貸 付金 — —	52,400 — —
その他の 関係会 社	(株)かんぼ 生命保険	東京都 千代田 区	500,000	生命保険 業	被所有 20.0	あり	投資顧問 契約の締 結	投資顧問 報酬 (注2)	1,492	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。

なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 投資顧問報酬については市場実勢を勘案して合理的に決定しております。

(イ)財務諸表提出会社の子会社

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又 は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関係内容		取引の内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残 高 (百万 円)
						役員 の 兼任 等	事業上 の関係				
子会 社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商 品取引 業	所有 直接100.0	なし	経営管 理	債務保証 (注)	2,341	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残 高 (百万 円)
						役員 の 兼任 等	事業上 の関係				
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有 直接100.0	なし	経営管理	債務保証 (注)	2,598	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(ウ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権 等の所有(被 所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任 等	事業上 の関係				
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	なし	証券投資 信託受益 証券の募集販売	証券投資 信託の代行手数料 (注2)	15,779	未払手数料	3,657
							本社ビルの管理	不動産の賃借料 (注3)	1,038	長期差入保証金	1,037
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	—	なし	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守 (注4)	857	未払費用	77

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権 等の所有(被 所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任 等	事業上 の関係				
同一 の親 会社 をも つ会 社	大和証券(株)	東京都 千代田 区	100,000	金融商品 取引業	—	なし	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	証券投資 信託の代 行手数料 (注2)	16,682	未払手 数料	4,134
							本社ビル の管理	不動産の 賃借料 (注3)	1,045	長期差 入保証 金	1,037
同一 の親 会社 をも つ会 社	(株)大和 総研	東京都 江東区	3,898	情報サー ビス業	—	なし	ソフト ウェアの 開発・保 守	ソフト ウェアの 購入・保 守 (注4)	912	未払費 用	82

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

2.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
1株当たり純資産額	30,254.44円	1株当たり純資産額	31,152.40円
1株当たり当期純利益	5,642.31円	1株当たり当期純利益	5,872.86円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益(百万円)	16,552	19,149
普通株式の期中平均株式数(株)	2,933,697	3,260,657

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2025年7月1日、株式譲渡取引により大和かんぽオルタナティブインベストメンツ株式会社（旧商号：三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社）を子会社化いたしました。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

	① 名 称	② 資本金の額 (2025年03月末日現在)	③ 事業の内容	④ 備考
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	(注6)	
再信託受託会社	株式会社日本カストディ銀行	51,000百万円	(注6)	
販売会社	大和証券株式会社	100,000百万円	(注1)	
	エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	4,930百万円 (2024年12月31日現在)	(注1)	
	ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	(注1)	
	シティグループ証券株式会社	96,307百万円	(注1)	
	J Pモルガン証券株式会社	73,272百万円	(注1)	
	野村證券株式会社	10,000百万円	(注1)	
	バークレイズ証券株式会社	38,945百万円	(注1)	
	B N Pパリバ証券株式会社	102,025百万円	(注1)	
	B o f A証券株式会社	83,140百万円 (2024年12月31日現在)	(注1)	
	みずほ証券株式会社	125,167百万円	(注1)	
	三菱U F Jモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	(注1)	
	モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社	62,149百万円	(注1)	
	U B S証券株式会社	44,908百万円	(注1)	

(注1) 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(注2) 主として中小企業向け融資業を営んでいます。

(注3) 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(注4) 全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

(注5) 協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。

(注6) 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(注7) 信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。

(注8) 保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

(注9) 保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

- (注10) 全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。
- (注11) 労働金庫連合会は、労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央金融機関です。
- (注12) 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。
- (注13) 資産運用業務を行なっています。
- (注14) 資産運用業務、投資助言業務および情報提供業務を行なっています。

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

再信託受託会社は、受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部（信託財産の管理等）を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

（提出年月日）	（書類名）
2026年4月3日	有価証券報告書、有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 渡部 啓太

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 松田 好弘

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第67期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年9月4日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

秋山 範之

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

松田 好弘

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているiFreeETF TOPIX Ex-Financialsの2026年1月11日から2026年7月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、iFreeETF TOPIX Ex-Financialsの2026年7月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。